

こまがねDX戦略

～ つたえ・むすび・ささえあう ～

令和4年6月

 駒ヶ根市

目次

| | |
|-----------------------------|----------|
| 第1章 はじめに | 1 |
| 第1-1節 こまがねDX戦略策定の背景 | 2 |
| 1 DXとは | 2 |
| 2 社会動向 | 2 |
| 3 国の動向 | 3 |
| 4 長野県の動向 | 3 |
| 5 駒ヶ根市の動向 | 4 |
| (1) 近年の駒ヶ根市の情報通信技術利活用事業 | 4 |
| (2) 時代変化と駒ヶ根市第5次総合計画 | 4 |
| (3) こまがねDX戦略の策定 | 4 |
| 第1-2節 こまがねDX戦略と駒ヶ根市の諸計画との関係 | 5 |
| 1 駒ヶ根市第5次総合計画 | 5 |
| 2 駒ヶ根市行財政改革プラン2022 | 5 |
| 第2章 DX戦略 | 6 |
| 第2-1節 概要 | 7 |
| 1 基本理念 | 7 |
| 2 基本方針 | 7 |
| 3 計画期間 | 7 |
| 第2-2節 行政DX戦略 | 8 |
| 1 行政DXとは | 8 |
| 2 目指す姿 | 8 |
| 3 進め方 | 9 |
| 4 施策一覧 | 10 |
| 5 工程表 | 11 |
| 第2-3節 地域DX戦略 | 14 |
| 1 地域DXとは | 14 |
| 2 目指す姿 | 14 |
| 3 進め方 | 15 |
| 4 重点的に取り組む施策 | 16 |

| | |
|-------------------------------|-----------|
| 第2-4節 推進にあたって | 17 |
| 1 誰ひとり取り残さないデジタル化を進めるために | 17 |
| (1) 背景 | 17 |
| (2) 施策 | 17 |
| 2 セキュリティ対策の徹底 | 17 |
| (1) セキュリティ基本方針・対策基準 | 17 |
| (2) 個人情報保護、職員の情報セキュリティリテラシー向上 | 17 |
| (3) ネットワークセキュリティ対策 | 18 |
| 3 戦略の推進体制 | 18 |
| (1) 体制 | 18 |
| (2) 市職員のDXリテラシーの向上 | 19 |
| | |
| 第3章 DX施策 | 20 |
| 第3-1節 行政DX施策 | 21 |
| 1 市民向け施策 | 21 |
| ①行政手続きのオンライン化 | 21 |
| ②ライブイベント毎の諸手続きのワンストップ化 | 22 |
| ③ペーパーレス申告、電子申請・電子納税の推進 | 23 |
| ④口座振替依頼書の電子化 | 24 |
| ⑤オンライン税金納付通知、状況照会改善 | 25 |
| ⑥公共施設利用予約の改善 | 26 |
| ⑦来庁予約受付の改善 | 27 |
| ⑧健康診査・検診予約までの一連をシステム化 | 28 |
| ⑨全世帯への通知手段の改善 | 29 |
| ⑩内閣府クラウド型被災者支援システムの導入検討 | 30 |
| ⑪えがおポイント発行のデジタル化 | 31 |
| ⑫統合型地図システムの活用 | 32 |
| 2 市内部業務施策 | 33 |
| ①議会資料ペーパーレス促進 | 33 |
| ②庁内文書ペーパーレス促進 | 34 |
| ③決裁の電子化 | 35 |
| ④グループウェア更新 | 36 |
| ⑤テレワーク環境整備 | 37 |
| ⑥業務再構築（BPR） | 38 |

| | |
|----------------|-----------|
| 第3-2節 地域DX施策 | 39 |
| 1 少子化対策 | 39 |
| 2 教育 | 41 |
| 3 公共施設と生涯学習 | 43 |
| 4 開かれた行政 | 45 |
| 5 対市民コミュニケーション | 46 |
| 6 健康管理・介護予防 | 48 |
| 7 包括的な支援体制 | 50 |
| 8 観光・関係人口 | 51 |
| 9 シティプロモーション | 53 |
| 10 農林業 | 55 |
| 11 商工業 | 57 |
| 12 地域公共交通 | 58 |
| 13 防災・減災 | 60 |
| 14 データ | 62 |
| 【参考】用語集 | 64 |

第1章 はじめに

1 DXとは

DX (Digital Transformation デジタル・トランスフォーメーション) とは、「デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させること」を意味する、ウメオ大学 (スウェーデン) のエリック・ストルターマン教授が提唱した概念です。

さらに、令和2年7月閣議決定の「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」ではDX (Digital Transformation デジタル・トランスフォーメーション) を次のとおり定義しています。

DXは、将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること。企業が外部エコシステム* (顧客、市場) の劇的な変化に対応しつつ、内部エコシステム* (組織、文化、従業員) の変革を牽引しながら、第3のプラットフォーム (クラウド*、モビリティ、ビッグデータ*/アナリティクス*、ソーシャル技術*) を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立すること。

これを地方自治体に置き換えると、社会動向の変化に対応しながら、自治体の発展のために、デジタル技術やデータを活用し、行政サービスの変革や業務効率化を進めながら、住民の利便性向上を目指す取り組みであり、単なるデジタル技術の導入で終わらせるのではなく、職員や住民の視点に立って、新たな価値を生み出すことを意味します。

2 社会動向

近年、私たちのライフスタイルやワークスタイルは、コンピュータやスマートフォンなどの情報端末の性能向上、デジタルサービスやコンテンツの発展、光回線や5G*など通信速度の向上、といった情報通信機器や情報通信基盤の進化により、大きく変化しています。さらに、ビッグデータやオープンデータ*の利活用、AI (Artificial Intelligence 人工知能) 実用化の進展などにより、サービスの多様化・高度化が進んでいます。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、働き方においてはテレワーク (リモートワーク)、教育現場では遠隔授業、商業・サービス分野ではキャッシュレス決済など、デジタルを活用した、場所や時間に囚われない暮らしの在り方が一気に進みました。

今後、デジタル技術の発展により、自動運転、遠隔医療、無人店舗など、暮らしの変化が一層進んでいくことが予想されます。

このような社会変化に対応すべく、行政においても、従来と同じ仕組みでのサービス提

供ではなく、個人のニーズに合わせたより質の高いサービスが提供できるような、デジタルを基盤とした仕組みを早急に構築していくことが求められています。これに加え、人口減少、少子高齢化が進展する中、デジタル技術やデータを活用した地域の課題解決と発展を進め、誰もがより豊かで暮らしやすい社会を構築していくことが求められています。

3 国の動向

国のIT（Information Technology 情報技術）戦略は、平成12年成立の「IT基本法（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法）」に基づく、平成13年決定の「e-Japan戦略」から始まり、インフラ整備とIT利活用を推進してきました。その後、平成25年に「内閣情報通信政策監（政府CIO*：Chief Information Officer）」の設置、及び、平成28年の「官民データ基本法」の成立等により、データ利活用とデジタル・ガバメント*を戦略の新たな柱として推進してきました。

その後、令和元年に行政手続のデジタル化を進めるための「デジタル手続法」が施行され、社会全体のデジタル化に向けて舵が切られました。

令和2年以降の新型コロナウイルスの流行では、その対応において、国、自治体のデジタル化の遅れや人材不足、不十分なシステム連携に伴う行政の非効率、煩雑な手続きや給付の遅れなど住民サービスの劣化、民間や社会におけるデジタル化の遅れなど、デジタル化について様々な課題が明らかになりました。

そこで、これらの課題を根本的に解決するために、令和2年「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を示し、同時に、「デジタル・ガバメント実行計画」を改訂、併せて、令和3年に「IT基本法」に替わる「デジタル改革関連法」を公布し、社会全体のデジタル化をリードするためのデジタル庁を設置し、マイナンバー*カードを活用した行政手続きのオンライン化、社会課題解決のためのデータ活用など、国民が当たり前で望んでいるサービスを実現し、デジタル化の利便性を実感できる社会構築に進み出しました。

4 長野県の動向

長野県は、Society 5.0*と呼ばれる超スマート社会に向けた急速な変化と、人口減少や少子高齢化の加速、コロナ禍による社会の大きな変化の中においても、長野県を限りない未来をもつものとするために、デジタル技術とデータを活用して、既存の業務プロセスなどの改変を行い新たな価値を創出して、新たな社会の仕組みに変革するDXをあらゆる分野において実行する必要があることから、県全域のDXを推進するための実施方針「長野県DX戦略」を令和2年に策定し、この戦略に基づきDXを推進しています。

5 駒ヶ根市の動向

(1) 近年の駒ヶ根市の情報通信技術利活用事業

駒ヶ根市の情報通信技術利活用事業は、国や長野県に同調した情報通信技術を活用したサービス展開に加え、平成 27 年開始の、活動量計を用いてデータ連携をしながら活動量の見える化や健康指導につなげる「こまがね健康ステーション」事業、全国に先駆けて平成 29 年に開始した、都市部からの「人と仕事の流れ」をつくり、かつ、子育てなどで就労時間に制約があり一般的な就労が困難な市民にも働ける環境をつくるための「テレワーク推進事業」、令和 2 年に開始した、消費喚起のためのプレミアム付き応援券のデジタル化「こま Pay」、令和 3 年度には、市税や料金のアプリ決済支払い、最新のデジタル技術を用いたデマンド型乗合タクシーの予約配車システムの実証事業など、様々な取り組みを実施してきました。

(2) 時代変化と駒ヶ根市第 5 次総合計画

令和 2 年に始まった新型コロナウイルス感染症の流行は、多くの社会的な課題を顕在化させるとともに、社会構造や経済情勢、人々の価値観などを大きく変化させています。こうした変化のスピードに対応し、アフターコロナを見据えた新たなまちづくりを行っていく必要性から、駒ヶ根市第 4 次総合計画を 2 年前倒しで見直し、令和 4 年度を計画初年度とする「駒ヶ根市第 5 次総合計画」（以下、「総合計画」という。）を策定しました。

総合計画では、将来像と基本目標の実現に向け、それぞれの施策を進めていく上で共通に取り組む事柄として設けた「共通基盤」の中に、「自治体 D X の推進」（行政分野ではデジタル化による手続きや内部業務の抜本的見直しを行うほか、地域社会の D X を推進し、市民満足度の向上と地域振興につなげていく。）を重要な項目に位置付け、全ての取り組みにおいてこれを意識しながら、まちづくりを進めていくこととしています。

(3) こまがね D X 戦略の策定

上述のような、社会動向、国や県の動向に合わせて、駒ヶ根市が、行政運営の効率化と、時代変化に対応した行政サービスを提供するためには、デジタルを基盤とした市民サービスの抜本的な改革に取り組むことが必要です。

そこで、総合計画に基づき、これを効果的に推進するための D X 推進の方向を「こまがね D X 戦略」（以下、「本戦略」という）として策定し、これまで進めてきた行政情報化と地域情報化の取り組みをより積極的に推進していきます。

第1-2節 こまがねDX戦略と駒ヶ根市の諸計画との関係

1 駒ヶ根市第5次総合計画

(計画期間 令和4年度～令和8年度)

前述のとおり、社会や国・県の潮流からも、デジタルを基盤とする地域づくりは必須となっています。総合計画では「自治体DXの推進」を基本構想実現に向けた共通基盤に掲げており、総合計画の目指す姿を実現するために、本戦略を総合計画の体系に沿う形で策定します。

2 駒ヶ根市行財政改革プラン2022

(計画期間 令和4年度～令和8年度)

「駒ヶ根市行財政改革プラン2022」では、新型コロナウイルスの流行による社会的背景から、行政手続きのオンライン化や行政サービスのデジタル化は緊急性を要するニーズであり、早急な地方公共団体のデジタル・ガバメント*対応が求められているとしています。

さらに、具体的な取組事項に「自治体DXの推進」を位置付け、行政手続きや市の内部業務をデジタル技術の導入及び業務プロセスの見直しによって改善し、多様化する市民ニーズへ対応していくための業務時間の確保につなげることとし、併せて、地域課題解決に向け、デジタル化の必要性や有用性を検討し、効果的な導入を図ることとしています。

本戦略はこの方向に沿う形で策定します。

第2章 DX戦略

第2-1節 概要

1 基本理念

みんながデジタル化の利便性を享受できる地域社会の構築

2 基本方針

国・県などが進めるデジタル社会の実現に向けた改革の方向性にベクトルを合わせると共に、総合計画などの上位計画や当市の現状を踏まえて、目指すべき方向として、次のとおり基本方針を設定します。

| 基本方針 | 本戦略上の区分 |
|------------------------------|------------|
| デジタルによる行政手続きをはじめとする市民サービスの向上 | 行政DX(市民向け) |
| デジタルによる市の内部業務の高度化・効率化 | 行政DX(内部業務) |
| 地域課題解決と発展のためのデジタルによるサービスの創出 | 地域DX |

3 計画期間

2022年6月から2027年3月（令和4年度～令和8年度）

| 計画 \ 令和n年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
|------------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 国 デジタル・ガバメント実行計画 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| 県 長野県DX戦略 | ■ | ■ | ■ | | | | |
| 駒ヶ根市 第5次総合計画 | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 行財政改革プラン2022 | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| こまがねDX戦略 | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |

第2-2節 行政DX戦略

1 行政DXとは

本戦略では、デジタル技術による行政手続きをはじめとする市民サービスの向上、及び、市の内部業務の高度化・効率化を「行政DX」と位置づけます。

対象は、市民や事業者等による市への申請や届出等の行政手続き、受付内容の各システムへの登録連携業務、通知や証明書等の発行業務、各種情報発信・情報公開、といった行政手続きをはじめとする市民サービス。さらに、文書管理、決裁、コミュニケーション、テレワークといった市の内部業務も含まれます。

本戦略では、行政DXを、前者の「市民向け」施策と、後者の「内部業務」施策の2つに分類して、整理します。

2 目指す姿

市民サービスにおける

デジタルファースト（個々の手続きが一貫してデジタルで完結）

ワンスオンリー（一度提出した情報は再提出不要）

コネクテッド・ワンストップ（民間サービスも含めどこでも/一か所でサービス実現）

令和元年に改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）が施行され、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化実施が原則とされました。この国の方針に沿って、駒ヶ根市の行政DXの目指す姿も、デジタル3原則を軸にしています。

既存の市の業務は、手続きや相談の種類によって担当部署が分かれています。担当ごと、それぞれの専門性を活かして対応することで、市民や事業者等は安心して手続きや相談ができるメリットもあります。一方で、部署間の業務連携が不十分で、それぞれの窓口で同じような身分証明や、申請書等の書類作成を行う必要があるという状況があります。市民や事業者は最小限の依頼回数、かつ申請記入で、職員も最小限の受付回数で手続きや相

談を行うことが実現できれば、利便性が高まります。例えば、転入、転出時には複数の申請が必要となっていますが、自治体間での情報のやり取りができれば市民は最小限の窓口での手続きになります。これがワンストップ施策の一例です。

このような住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化、地方公共団体情報システムに係る互換性の確保を目指して、国は「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を策定し、住民記録システムなど、地方公共団体が基本的な事務を処理するための地方公共団体情報システムの標準化*（地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての国の統一的な基準に適合したシステムを地方公共団体が利用すること）を進めています。

3 進め方

国、長野県、上伊那広域連合の計画や実施時期を理解、対応しつつ、課題が多くある業務を優先してBPR*（Business Process Re-engineering 業務プロセスの再構築）を行います。その過程でデジタル技術を用いることで効果が見込まれる方策を判定・導入して変革を進めていきます。

国が標準化の対象事務とする地方公共団体の情報システムは、上伊那8市町村共同利用形式をとっていることから、令和7年度の切り替えに向けて関係市町村と上伊那広域連合と共に更新計画を検討しています。

これ以外の、基幹業務システムへデータを投入する前後の準備業務、及び、市独自の業務のためのシステム等を含めて、全てのシステムについて、令和3年度に、システム、これに係る手続き内容・量の調査を行い、同時に、顕在化している課題を議論し、市民・職員両方の視点から課題の大きさを比べて、対象や施策の方向性を検討しました。

各種現行システムの更新タイミングや、DXを進めていくための進展の経過を指標（マイルストーン）として設定し、大枠の計画を立てて進めていきます。

【マイルストーン】

①市民向け施策

令和4年度

- ・ マイナンバー*カードの普及
（国が示す目標時期：令和4年度末にマイナンバー*カードが行き渡る）
- ・ マイナンバー*カードを用いた「特に国民の利便性向上に資する*」のうち、市区町村対象*の子育て（15 手続）、介護（11 手続）、被災者支援（罹災証明書）の計 27 手続きのオンライン化
（国が示す目標時期：令和4年度末）

令和7年度

- ・地方公共団体情報システムの標準化※（国が示す目標時期：令和7年度）

②内部業務施策

令和4年度

- ・議会配布資料のペーパーレス開始

令和5年度

- ・駒ヶ根市情報系システム更新（市の予定時期：令和5年度）
- ・庁内文書ペーパーレス開始
- ・テレワーク開始

令和7年度

- ・電子決裁開始

4 施策一覧

（1）市民向け施策

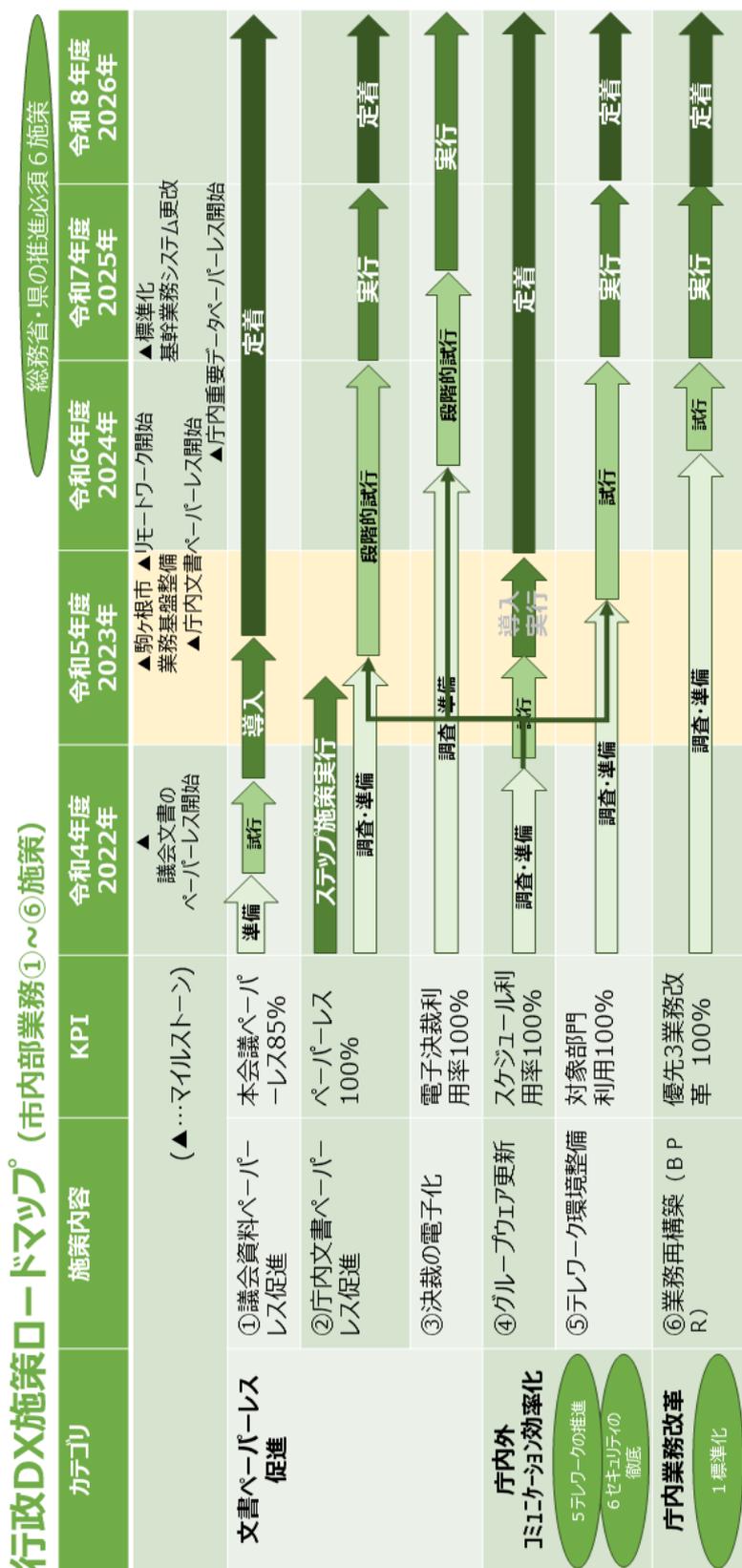
| カテゴリ | NO | 施策名称 |
|------|----|------------------------|
| 受付 | ① | 行政手続きのオンライン化 |
| | ② | ライフイベント毎の諸手続きのワンストップ化 |
| | ③ | ペーパーレス申告、電子申請・電子納税の推進 |
| | ④ | 口座振替依頼書の電子化 |
| | ⑤ | オンライン税金納付通知、状況照会改善 |
| | ⑥ | 公共施設利用予約の改善 |
| | ⑦ | 来庁予約受付の改善 |
| | ⑧ | 健康診査・検診予約までの一連をシステム化 |
| 受渡 | ⑨ | 全世帯への通知手段の改善 |
| | ⑩ | 内閣府クラウド型被災者支援システムの導入検討 |
| | ⑪ | えがおポイント発行のデジタル化 |
| | ⑫ | 統合型地図システムの活用 |

(2) 内部業務施策

| カテゴリ | NO | 施策名称 |
|-----------------|----|--------------|
| 文書ペーパーレス促進 | ① | 議会資料ペーパーレス促進 |
| | ② | 庁内文書ペーパーレス促進 |
| | ③ | 決裁の電子化 |
| 庁内外コミュニケーション効率化 | ④ | グループウェア更新 |
| | ⑤ | テレワーク環境整備 |
| 庁内業務改革 | ⑥ | 業務再構築（BPR） |

5 工程表（ロードマップ）

②行政DX（内部業務施策）ロードマップ



1 地域DXとは

本戦略では、デジタル技術による行政手続きをはじめとする市民サービスの向上、及び、市の内部業務の高度化・効率化を「行政DX」と定義するのに対して、地域課題解決や豊かで暮らしやすい地域を構築するために、市が市民や事業者等と協力してデジタル技術によるサービスを創出するものを「地域DX」と定義します。

一人ひとりのニーズや行動様式を出発点に、分野を超えてデータを連携し、サービス同士を有機的に組み合わせることで、より細やかで最適化されたサービスを創出します。

2 目指す姿

- 子育て、健康づくり、災害など、市民の一生のうちの重要な瞬間に寄り添うため、必要なときに必要な支援を適切に届ける。
- 差別化、省力化、高度化を切り口に産業を後押しし、地域経済の発展につなげる。

市の様々な課題の解決策を検討していく過程の中に、自然とデジタル技術が介在しているような「文化」の醸成を目指します。何か記録や計算をするときに意識せずに当たり前に紙とペンを使うように、何か課題を見つけ解決するときに当然のようにデジタル技術が活用されるような状態がそれに当たります。この実現のためには、市だけでなく、市民や事業者等も含めた地域全体が、デジタル技術とはどのようなもので、それによって何ができるのかということを理解する必要があります。これによって初めて、市内外の様々な個人や事業者等が、他の関係する人々を巻き込みながら、主体的かつ共創的に課題解決へ取り組むことができるようになるのです。また、地域社会に密着したサービスをデザインするという事は、この前提を広く共有するという事です。都市部の民間事業者へ、地域課題の解決を一任して依存するのではなく、地域の主体が中心になって持続的にサービスを提供していくためには、関係する人々のデジタル技術への深い理解が不可欠です。

サービスデザイン思考*に立脚すると、これらからの新しいサービスは、各所管課といった切り口から断片的・画一的に提供されるものではなく、一人ひとりのニーズや行動様式を出発点にしてデザインされるべきです。さらには、データをオープンに連携し、サービス同士を有機的に組み合わせることで、より細やかで最適化されたサービス体験が構築されることを目指します。

市はオープンでセキュア（安全）なデータ連携基盤*の整備に努め、市内外で官民一体

となってデータを活用した新たな価値あるサービスの構築をし、サービス間の連携をすることで、市民や事業者等がより簡単に課題解決にアプローチできるような地域社会を目指していきます。これによって、市民ひとりひとりの意識や行動の中にデジタル技術の要素が入り込むような行動変容を促します。また、上記の成果として得られるサービス体験については、駒ヶ根市に関わる全ての人々が受益できるようなものを目指します。

3 進め方

これまで、駒ヶ根市における情報通信技術利活用事業は、各所管課において断片的に実施されており、システムも「サイロ化」（システムや業務プロセスが、他のシステムや他部署との連携を持たずに自己完結して孤立している状態）していました。結果、データは行政内部、あるいは各システム内に閉じられ、市民サービスの展開に有効活用されていませんでした。

今後は、本戦略に基づき、各課のデジタル関連施策を分野横断的にみていくことで、各システムのデータを統合的に分析・活用することを目指していきます。具体的には、データ連携基盤*を通じたサービス間の連携とオープンなデータ流通の促進を目指していきます。これにより、教育、保健、防災などの大きな分野ごとの目指す姿に対して、統合的なアプローチが取れると考えます。

このときに留意しなければならないのは、非デジタル施策も重要であり、近視眼的にデジタル実装が目的になってはいけないということです。あくまで、データ活用やデジタル技術の活用は手段であり、目指す姿に対するアプローチとして非デジタル施策の方が効果的な場合も当然ながらあります。これまでの既存施策や関連事業、国や県の取組も含めて、目標に対して施策を体系化し、あるデジタル施策がK G I* (Key Goal Indicator 重要目標達成指標)のどの要素へアプローチするのかを明確化し、きめ細やかなK P I* (Key Performance Indicator 重要業績評価指標)を設定していくことが重要となってきます。また、有限のリソースを効果的に配分するためにも、E B P M* (Evidence-Based Policy Making 証拠に基づく政策立案)を志向していきます。

最後に、上記のような取組の結果として生じた有形無形の成果物については、セキュリティを確保しながら、プライバシーを侵害しない形でのデータの利活用が、地域コミュニティを支える一つの社会的連帯となるように、上伊那広域連合の枠組みや、その他広くの自治体へ共有し連携することを目指していきます。また、過疎化や少子高齢化に伴い、当市では将来的には住民データの絶対数が減っていくことが想定されます。同時に、複雑化・高度化した相談業務等への職員の能力育成に必要な属人的な経験値も失われていくことが危惧されています。このような課題に対してもデジタル技術を活用して、(例えば、医療分野でも取り入れられている連合学習* (Federated Learning) のような仕組みを、

上伊那広域連合など自治体の集合体で取り入れていくことで)、地方自治体同士が協力し、個人情報を適切に保護しながら解決へ向けて取り組んでいきます。

4 重点的に取り組む施策

総合計画では5つの「基本目標」を定め、加えて「政策横断的」に取り組む事業を「重点プロジェクト」として位置付けており、これらに紐づく次の地域DX施策について特に重点的に取り組み、総合計画で目指す将来像の達成を図ります。

| 総合計画の基本目標 | 地域DX施策No. | 重点的に取り組む地域DX施策 | 総合計画の重点プロジェクト |
|------------------|--------------|---|----------------------|
| ひとづくり | 1 少子化対策 | デジタルを活用して、個々のニーズに応じた細やかな子育て支援情報を提供 | 少子化対策・子育て支援 |
| | 2 教育 | データを活用して、一人ひとりに最適化された教育を提供 | 少子化対策・子育て支援 |
| 健康づくり・支え合いの地域づくり | 6 健康管理/増進・予防 | デジタルを活用して健康につながるアクションを後押し。データ連携とAIによる保健指導の最適化 | 生涯活躍のまちを軸とした中心市街地再構築 |
| | 7 手続きや相談 | データ連携による潜在的な要支援者の導出やアウトリーチ支援* | 共生社会づくり |
| ひとの流れづくり | 8 観光・関係人口 | デジタル技術による、人流把握と予測モデル構築による混雑予測と、観光MaaS* | 地域資源を活かした観光地域づくり |
| | 8 観光・関係人口 | 顧客データに基づく次のアクション提案・誘導による交流人口から関係人口への転換 | 生涯活躍のまちを軸とした中心市街地再構築 |
| しごと・ものづくり | 10 農林業 | デジタル技術を活用した栄養素や味覚体験等の強みの可視化による、農産物の差別化 | 竜東振興 |
| | 10 農林業 | ロボット技術やデジタル技術を活用して、農業の省力化・高品質生産を実現 | 竜東振興 |
| | 11 商工業 | つれてってカードのデジタル化支援 | 生涯活躍のまちを軸とした中心市街地再構築 |
| 安心・快適なまちづくり | 13 防災・減災 | 防災/減災のためのデジタルを活用した情報収集と情報発信 | |

第2-4節 推進にあたって

1 誰ひとり取り残さないデジタル化を進めるために

(1) 背景

令和3年版 情報通信白書によると、「情報通信機器の利用について世代間格差が見られ、特に70歳以上の高齢者の利用率が低い。」状況にあります。

当市の高齢者人口（65歳以上人口）は、令和3年10月1日現在10,009人で、人口に対する65歳以上の割合が31.7%となっています。また、外国籍住民も、令和3年4月1日現在640人と、一定数が生活しています。

年齢や障がいの有無、国籍などにかかわらず、すべての市民が日々の生活でデジタル化の恩恵を広く受けられるよう、デジタルデバイド*を解消するためのデジタル活用支援策や環境・体制整備を進めていく必要があります。

(2) 施策

オンライン手続きなど、デジタル活用施策の利用方法について、デジタル機器に不慣れた高齢者等が相談や学習を行えるよう、地域の幅広い関係者や、多様な活動主体との連携・協働を図りながら、地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援（国の「デジタル活用支援推進事業」などの活用による事業）を進めていきます。

また、コンピュータやスマートフォン等をお持ちでなくても、市の窓口などでデジタル技術を活用したサービスを受けることができる環境・体制整備などに取り組んでいきます。

2 セキュリティ対策の徹底

(1) セキュリティ基本方針・対策基準

本戦略に基づく施策の実施にあたっては、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」や、それに関連する「駒ヶ根市情報セキュリティ基本方針」、「駒ヶ根市情報セキュリティ対策基準」などの指針に基づいて、適切な情報システムの運用体制を確保します。また、これら市の方針や基準は、変化するデジタル社会の状況や、国の基準の改正に応じて、最新化に努めます。

(2) 個人情報保護、職員の情報セキュリティリテラシー*向上

DXの推進にはデータ活用が重要ですが、個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」等の関係法令及び「駒ヶ根市個人情報保護条例」に基づいて細心の注意を払い

ます。そのために、システム面でのセキュリティ対策はもちろんのこと、人的セキュリティ対策、つまり、プライバシー保護、情報漏洩リスク、ソーシャルメディア上でのモラル等の内容も含めた、研修や訓練を職員に対して行い、職員の意識啓発やスキル向上を推進します。

(3) ネットワークセキュリティ対策

今後、テレワークの実現、クラウド*活用、行政手続のオンライン化が進むことを前提に、国の基準や方針を参考に、当市の現行の「三層の対策（αモデル）」*の見直しと同時に、境界型の従来のセキュリティ対策からゼロトラストネットワークモデル*へのシフトを検討し、情報セキュリティ対策を強化します。

3 戦略の推進体制

(1) 体制

本戦略は行政の幅広い分野に関わっていることから、施策推進のためには庁内横断的な連携が必要不可欠です。

そのため、本戦略に基づく施策を実行するために、副市長を本部長とし、部課長で構成する「駒ヶ根市高度情報化推進本部」が決定機関として総合的な調整を行いながら、次年度の予算への適切な反映に努めるなど、本戦略の実効性の確保を図ります。

併せて、担当課及び関係課（複数の課を横断する施策の場合は、必要に応じてワーキンググループの構成を検討）が一体となって本計画を推進していきます。

なお、総務部長を委員長とし、各課から選出された職員で構成する「駒ヶ根市高度情報化推進委員会」は、各課の施策実施上の経験共有や課題協議を行い、施策の着実な実施や展開を後押しするとともに、国などの制度変更や社会経済情勢の変化も踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

なお、DX戦略室は本戦略のPMO*（Project Management Office）として、次の役割を担います。

- ① 国・県・市区町村などの動向に関する情報提供、各施策へ反映させるための助言
- ② 駒ヶ根市全体のシステムデザイン・セキュリティ統制
- ③ DX戦略実行に際して、各施策への情報提供、進捗管理サポート
- ④ デジタル化に関わる情報共有・サポート

さらに、激動する社会経済情勢や、日進月歩のデジタルの世界の中で本戦略を推進していくためには、適切に国や県の政策や、デジタル技術の動向を掴んでいくことも必要であることから、CIO*（Chief Information Officer：情報システム担当責任者）のような役割を定義し、専門性があり中立的な人材を配置し、助言を求めながら進めていくなど、

実行体制の強化も検討します。

(2) 市職員のDXリテラシーの向上

「駒ヶ根市高度情報化推進委員会」は、DX推進の意識醸成と市職員全体のDXリテラシー向上のキーパーソン育成の場としても機能させるため、先進事例などの情報共有や研修を取り入れて、全庁的なDX推進の機動力向上を図ります。

第3章 DX施策

第3-1節 行政DX施策

1 市民向け施策

①行政手続きのオンライン化

| | |
|-------|---|
| 目指す姿 | 市民や事業者等が、手続きのために来庁する回数が少なくなり、いつでもどこでも申請可能な手続きが増えている。来庁が必要な場合でも、市役所窓口での手続きにかかる時間は短く、待つことがない。 |
| 現状と課題 | 市民や事業者等が市役所での手続きが必要な際は、平日の日中を中心に時間を工面して来庁していただいています。申請様式等記入後の受付では、本人住所情報をはじめとした記載情報と、市役所登録情報との突合を行い、誤りがあれば書き直しなども必要になり、手間と時間がかかっています。その後、職員がシステムへ手入力を行っていることも多く、処理に時間がかかり、お待たせする一因となっています。 |
| 取組の方向 | 国の「マイナポータルびったりサービス*」等の電子申請システムを導入して、紙の申請と並行して電子申請の受付も行います。電子申請の効果がある手続きや、その利用者の特徴、ユーザーの操作感や、わかりやすさなどの実績を踏まえて、電子申請を可能とする手続きを増やしていきます。 |
| 取組の内容 | 国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」で示された「特に国民の利便性向上に資する手続*」のうち、市区町村対象手続の子育て関係（15手続）、介護関係（11手続）を対象として電子化及び業務見直しを進めます。 <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度上半期…マイナポータルびったりサービス*・マイナポータル申請管理システムの利用による電子申請・電子署名受付開始 令和4年度下半期…申請時に添付資料が必要な申請の受付開始 税務処理など、国指定の子育て関係（15手続）、介護関係（11手続）以外で効果が見込まれる手続への展開 |
| K P I | 手続きの多い課での待ち時間 ゼロ |
| 担当課 | 市民課 福祉課 子ども課 税務課 |
| 関係課 | |

（関連する総合計画の施策番号： 1-1-1 1-1-2 1-1-3 2-1-2 共通基盤）

【スケジュール】

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--|---|--|-------|-------|
|  子育て・福祉の申請を優先して電子化 |  他部門・他手続きへの展開検討 |  定着 | | |

②ライフイベント毎の諸手続きのワンストップ化

| | |
|-------|--|
| 目指す姿 | 市民のライフイベントに際し、多数存在する関連手続きをワンストップで行うことができる。 |
| 現状と課題 | ライフイベントのうち、例えば「おくやみ」の際、死亡届をはじめとして、様々な手続きが必要となりますが、複数の窓口で手続きをする場合があります。市民の負担になっています。子育て、引越などのライフイベントに係る手続きでも同様の課題があります。 |
| 取組の方向 | 国の「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）で示された、「子育て、介護、引越し、死亡・相続、企業が行う従業員の社会保険・税及び法人設立に関する手続きについてワンストップサービスを推進」の方針に合わせて、ライフイベント毎の手続きのワンストップサービスの実現に向け、窓口でのご案内のみならず、分野横断する手続きでも連携した処理を可能とするプロセス及びシステム連携を検討します。 |
| 取組の内容 | 既に、駒ヶ根市 web ページでは、「手続きコンシェルジュ（手続きナビ）」案内を実現していますが、さらに、ライフステージの手続きごと、関連する手続きの担当課が協力して、市民等が手続きで滞在する時間を極力短くするための効率的な処理プロセスを洗い出し、業務要件を明確化します。 |
| K P I | 国が示すワンストップサービス対象手続きの実施 100% |
| 担当課 | 市民課 税務課 等 |
| 関係課 | |

（関連する総合計画の施策番号： 2-1-2 2-2-1 2-2-2 2-3-1 2-3-2 2-3-3）

【スケジュール】

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--|--|---|--|---|
|  協力体制構築、 処理プロセスの 検討、受付プロ セスの変更、実 施手続きの選定 方法検討 試行 実施体制整備 |  システム変更検 討・改修 実証実験及び評 価実施 |  ワンストップサ ービス開始 対象ワンストッ プ拡大検討 展開 |  定着 改善 展開 |  定着 改善 |

③ペーパーレス申告、電子申請・電子納税の推進

| | |
|-------|--|
| 目指す姿 | 自宅から申告、来庁して相談しながら申告など、市民の要望に応じた申告ができ、来庁時もスムーズに相談や申告ができる。 |
| 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税・県民税（以下、「市県民税」という。）申告書は、申告用紙（紙）に記入して、市役所窓口へ持参又は郵送で提出する方法が原則となっています。毎年2月から3月の申告相談期間中は、職員が面談しながら直接システムへ入力する方法での申告も可能ですが、申告書の作成が複雑なため相談者が多く、例年、申相談会場が混雑しています。 ・確定申告（所得税申告）が必要な方がe-Tax*により申告する場合は、市県民税申告も同時に申告したこととなるため、市役所等への申告用紙の持参や郵送は不要になります。 |
| 取組の方向 | 市県民税申告書のペーパーレス申告システムの導入を検討します。同時にe-Tax*による確定申告（兼市県民税申告）を促進します。 |
| 取組の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・市県民税申告のペーパーレス申告システム導入を検討します。自宅からの申請を可能とすることで、市民が申告書提出のために来庁や郵送する手間が不要となり、かつ、申告相談会場の混雑緩和に寄与します。 ・申告書作成のためのテンプレート（Excel形式等）の導入を検討します。手書きによる記載ミスが減少し、申告書作成が容易になります。 ・自宅にて手軽に金額の確認をしながら申告できるe-Tax*について、税務署と連携して利用促進の広報活動を行います。 |
| K P I | お待たせする時間 ゼロ |
| 担当課 | 税務課 |
| 関係課 | |

（関連する総合計画の施策番号： 共通基盤）

【スケジュール】

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|--|---|---|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・現状調査 ・窓口での入力支援を 試行する手続選定 ・窓口入力代行、 エクセルテンプレ ートの検討 ・試行実施 ・e-Tax 広報活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・試行結果評価 ・対象手続き追加 ・e-Tax 広報活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・効果検証、 対象手続き追加 ・e-Tax 広報活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・定着、改善 ・e-Tax 広報活動 | |

④口座振替依頼書の電子化

| | |
|-------|---|
| 目指す姿 | 市民等からの市税や料金などの口座振替依頼を受け、最短で引き落とし開始できる。 |
| 現状と課題 | 市民等が、固定資産税などの市税、水道料金などの料金の口座振替を希望する場合には、「口座振替依頼書様式」へ記入し、市役所へ提出します。市では、記載漏れがないか確認後、金融機関に送付します。金融機関の審査通過後に、口座振替が開始されますが、現状、1割程度が記載誤り等の理由で受理されず、結果、手続きをやり直すことになり、口座振替開始までに時間がかかる場合があります。 |
| 取組の方向 | オンライン web 登録などの口座振替登録効率化サービスの導入 |
| 取組の内容 | 現行の「口座振替依頼書」による口座振替依頼の方法以外にも、他の自治体では、自宅等で行う場合は web 口座振替受付サービスや、窓口の場合は銀行キャッシュカードを用いた口座振替申込サービス等があります。駒ヶ根市で効果的な方法を検討し、導入して市民の利便性を高めます。 |
| K P I | 受付可能な金融機関の口座振替処理のオンライン化 100% |
| 担当課 | 市民課 税務課 上下水道課 都市計画課 子ども課 福祉課 建設課 商工観光課 |
| 関係課 | |

(関連する総合計画の施策番号： 共通基盤)

【スケジュール】

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--|--|---|--|---|
|  現状調査 サービス調査 影響調査 方式検討 効果予測 投資対効果 試算 関係金融機関調 整 |  実証実験 結果評価 導入対象手続き 検討 業務変更・利用 書式変更準備 関係者通知調整 |  導入実行 |  定着 改善 |  |

⑤オンライン税金納付通知、状況照会改善

| | |
|-------|---|
| 目指す姿 | 税金等の納期に関するタイムリーなお知らせがある。 いつでも自分の納税状況が確認できる。 |
| 現状と課題 | 税や料金により納期が異なり、個々人によりその組み合わせも異なることから、納め忘れや二重納付も少なくありません。 本人が納付状況を確認したい場合、現状、市役所に出向いていただき、書類による申請が必要であることから、負担となっています。 |
| 取組の方向 | 納期限近くの再お知らせの仕組み、納付状況照会の簡素化を検討します。 |
| 取組の内容 | 納期限近くに、郵送以外の方法による再お知らせの仕組みを検討します。 さらに、納付状況照会を、来庁せず、マイナンバー*カードを用いてオンラインで申請できる仕組みを検討します。 併せて、便利な共通納税（電子納税）について、ご利用、ご検討いただける方を増やすようお知らせしていきます。 |
| K P I | 督促のご連絡数 20%減 |
| 担当課 | 税務課 上下水道課 |
| 関係課 | |

(関連する総合計画の施策番号： 共通基盤)

【スケジュール】

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|--|--|--|---|
|  e-Tax、eLTAX* 普及促進 |  マイナポータル ぴったりサービ ス等の開発検討 検証 |  マイナポータル ぴったりサービ ス等による照会 受付開始 |  取組結果評価 改善 |  定着 |

⑥公共施設利用予約の改善

| | |
|-------|--|
| 目指す姿 | 公共施設の円滑な予約・料金の電子決済ができる。 |
| 現状と課題 | 体育館、公民館等の公共施設の利用予約時には、受付時間帯に電話等で空き状況を確認した後に、申請書提出のために施設に赴く必要があります。利用する施設と、鍵の管理や料金支払の場所が異なる場合もあり、利用者に手間と時間をかけていただいている現状です。 |
| 取組の方向 | 他自治体で実績のある公共施設利用予約システム等の導入を検討します。料金電子決済も含めて検討します。 |
| 取組の内容 | <ul style="list-style-type: none"> 対象とする公共施設の予約受付や料金収受に係る業務調査を行い、機械的に予約確定できる業務と人力による予約等の調整が必要な業務を切り分け、予約システムの対象施設及びシステム化したい業務を明確にします。 要件を満たすシステムを、費用対効果を検証しながら検討します。 |
| K P I | 施設の空き状況に係る電話の問い合わせ 50%減 |
| 担当課 | 社会教育課 企画振興課 |
| 関係課 | |

(関連する総合計画の施策番号： 1-2-1 1-2-3 1-2-4)

【スケジュール】

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--|--|---|--|---|
|  業務要件調査 費用対効果検証 システム調査 |  システムの導入 検証 実証実験 |  一部導入実行 仕様調整 |  一部導入実行 |  全館導入 効果確認 |

⑦来庁予約受付の改善

| | |
|-------|--|
| 目指す姿 | 市民や事業者等が、受付可能な時間帯の中から相談や特定手続きの予約を希望に応じてできる。 |
| 現状と課題 | 手続きのために市民等が来庁される際、お待たせすることがしばしば発生しています。例えば、申告相談は、令和4年2月から、当日の時間予約制を導入して相談者の待ち時間の短縮を図りました。しかし、前の相談が早めに進み相談員が相談者のご到着をお待ちする場合もあり、時間の効率的な活用に課題があります。 |
| 取組の方向 | 市の様々な窓口や用途で活用できる汎用的な予約受付システムの導入を検討します。 |
| 取組の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務の流れを分析し、システム化したい業務の要件を明確にします。 ・マイナンバー*カード発行や確定申告及び住民税申告の相談業務以外で水平展開の可能性がある業務を洗い出し、その業務要件を明確にします。 ・要件を満たすシステムを、費用対効果を検証しながら、検討します。 |
| K P I | 窓口などでお待たせする時間 ゼロ |
| 担当課 | 市民課 税務課 |
| 関係課 | 福祉課 地域保健課 子ども課 上下水道課等 |

(関連する総合計画の施策番号： 共通基盤)

【スケジュール】

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--|--|---|--|---|
|  水平展開の可能性がある業務の洗い出し 業務要件調査、費用対効果検証、システム調査・検証、実証実験 |  改善策実施 |  水平展開 |  定着 |  改善 |

⑧健康診査・検診予約までの一連をシステム化

| | |
|-------|---|
| 目指す姿 | 市民が、いつでもどこでも、できる限り全ての検診の、受診希望申込・検診予約ができる。 |
| 現状と課題 | <p>複数の検診があり、それぞれ検診受診までの手続きが断続的にいくつもあり、申込み方法も都度異なるなど、受診者からみると煩雑です。</p> <p>現在の検診受診までの流れは次のとおりです。</p> <p>12月 次年度検診お知らせ（郵送）</p> <p>1月 受診を希望する検診の申込（郵送）→申込内容をシステムに手入力</p> <p>4月～ 検診案内・予約開始（電話及びweb予約を併用）</p> <p>その後、随時、検診を受診</p> |
| 取組の方向 | いつでもどこでも検診受診の希望申込・検診予約ができる仕組みを追加し、希望に合った方法で申込や予約を行えるようにします。 |
| 取組の内容 | <p>検診受診までの全体の流れを見直し、申込手続きのオンライン化や、メールによる受診勧奨を可能にするなど、システム化に適した業務を洗い出し、検討します。</p> <p>来庁予約システムなど、他の施策で導入するシステムの並行利用を検討します。市民に慣れていただくため、方式を統一するよう取り組みます。</p> <p>紙で保管している検診結果通知書、保健指導記録表のペーパーレス化も検討します。</p> |
| KPI | オンラインによる申込率 50%以上 |
| 担当課 | 地域保健課 |
| 関係課 | |

（関連する総合計画の施策番号： 2-1-1 2-2-2）

【スケジュール】

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|---|-----------------------------|---------------------------|---------------------------|
| <p>健康診査の 情報、 業務流れ再検討</p> <p>→</p> | <p>業務流れ改善策まとめ</p> <p>→</p> <p>システム調査</p> <p>実証実験 評価</p> | <p>導入実行 評価</p> <p>→</p> | <p>展開 評価</p> <p>→</p> | <p>定着 改善</p> <p>→</p> |

⑨全世帯への通知手段の改善

| | |
|-------|---|
| 目指す姿 | 通常時、災害などの緊急時ともに、市から発信される情報を、各世帯単位に適切な手段で適時に受信できる。 |
| 現状と課題 | 現在、市からの通知手段には、防災行政無線（屋外スピーカー）、エコーシティー・駒ヶ岳 音声告知放送（有線放送）、駒ヶ根市メール配信サービス、市のweb ページ、SNS（Twitter<ツイッター>、Facebook<フェイスブック>、LINE<ライン>、Yahoo 防災速報アプリ）など、複数の手段で適時にできるだけ多くの方に伝わるように発信していますが、天候や住環境によって伝わり方が十分と言えない、メディアにより受け取り時間に差ができてしまうなどの課題があります。 |
| 取組の方向 | 複数メディア同時配信の実現、全世帯への通知手段の改善について検討します。 |
| 取組の内容 | 一つの情報を、市のweb ページ、メール、LINE 等、それぞれ同時配信する機能の追加を早期に導入すべく、検討を開始していきます。 全世帯への通知手段の多重化などの改善について、令和6年度から、同報系防災行政無線の長寿命化と連携して検討します。各家庭に適した通知手段の段階的な導入を含めて検討していく予定です。 |
| K P I | 市から全世帯への確実に情報が届く 100% |
| 担当課 | 総務課 危機管理課 生活環境課 |
| 関係課 | 全課 |

（関連する総合計画の施策番号： 共通基盤 5-3-1 5-3-2 5-3-3）

【スケジュール】

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|---|--|--|---|
|  複数方式同報ツール調査 ツール実証実験 評価 試行 |  導入実行 |  全世帯 通知方式検討 実証実験 評価 |  全世帯通知方式 多重化 導入実行開始 |  定着 改善 |

⑩内閣府クラウド型被災者支援システムの導入検討

| | |
|-------|---|
| 目指す姿 | 災害時に市民全員が身の安全を確保でき、万が一災害の被害があった場合も、迅速な被災者支援に係る手続きができる。 |
| 現状と課題 | 現在、市では、許可を得た方を対象に避難行動要支援者名簿*を作成済みで、市のハザードマップ情報と合わせて備えています。令和3年5月20日施行の災害対策基本法等の改正に伴い、避難行動要支援者名簿*に加え、個別避難計画の作成が努力義務とされ、関係者と協力しながら対応することが必要となっています。さらに、市は、災害時に必要な方が直ちに各種被災者支援策を利用できるよう、被災者支援システムを導入し有効に活用することを検討しています。 |
| 取組の方向 | 内閣府クラウド型被災者支援システム*の導入 |
| 取組の内容 | 令和4年2月内閣府より自治体へ発出された事務連絡の「内閣府クラウド型被災者支援システム」を導入・利用する方向で検討しています。 当該システムは、政府提供のクラウド*型サービスで、平時においては個別避難計画の作成、災害時には市民の被災者支援情報の保管管理とマイナンバー*カードを活用した罹災証明書の申請管理までを1システムにて処理可能です。 同システムへ移行する場合には、有事の際の利用に向け、各種調整を進めていきます。 |
| K P I | 「被災者支援システム」にて市の役割で必要な災害対策の情報を整備 |
| 担当課 | 危機管理課 福祉課 税務課 農林課 |
| 関係課 | 全課 |

(関連する総合計画の施策番号： 2-3-1 5-3-1 5-3-2)

【スケジュール】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 現状調査 | → | | | | |
| サービス機能調査 | | → | | | |
| | | 内容検討 | | | |
| | | | → | | |
| | | | 実証実験 | | |
| | | | | → | |
| | | | | 導入実行 | |
| | | | | | → |
| | | | | | 定着 |

⑪ えがおポイント発行のデジタル化

| | |
|-------|--|
| 目指す姿 | 市民のエコ活動や健康づくり活動が「えがおポイント*」として見える化され、すぐに利用できる。 |
| 現状と課題 | えがおポイント*は紙のチケットで発行しており、受け取った市民は、別途つれてってカード*に入力する手間が必要となっています。さらに、えがおポイント*はつれてってカード*へのポイント入力に限定されていることから、他の選択肢があれば、さらなる活性化が期待されます。 |
| 取組の方向 | 市民のエコ活動や健康づくり活動への好循環や、地域経済への波及効果を目指し、現在紙のチケットで発行しているえがおポイント*をデジタル化します。現行の、つれてってカード*への入力の方法（入力店舗へ行き、つれてってカード*に「えがおポイント*」として入力してもらう方法）に加えて、つれてってカード*の発展計画に応じて、2次元コード*読み込みによる入力もできる方法の導入を検討します。 |
| 取組の内容 | 「こま Pay」のような2次元コード*方式の追加を検討します。つれてってカード*の発展計画に沿って検討します。 |
| K P I | 紙によるポイント発行ゼロを目指します |
| 担当課 | 地域保健課 生活環境課 商工観光課 |
| 関係課 | |

(関連する総合計画の施策番号： 2-1-1 2-1-2 2-2-1 2-3-1)

【スケジュール】

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------------|-----------------------------------|------------|---------------|----------|
| 情報収集 つれてってカードの取組の共有 | つれてってカードのシステム変更等合わせての取り組み 導入計画 | 導入検証 評価 | 導入実行 評価・改善 | 定着 改善 |

⑫統合型地図システムの活用

| | |
|-------|--|
| 目指す姿 | 市民・事業者等が必要とする地図情報をいつでも参照できる。 将来的には、一つの地図システムで様々な情報を参照できる。 |
| 現状と課題 | 現状、各課の業務用途に応じて、個別の地図システムを利用しています。 よって、市民や事業者等は、必要な地図情報を得るために、それぞれの関係課に個別に照会する手間が生じています。また、庁内業務での連携の障壁の一つともなっています。 |
| 取組の方向 | 庁内のベースマップ整備方針に沿いつつ、各地図システムの利用要件を調査とりまとめし、可能な限り統合した地図システムを利用していきます。 |
| 取組の内容 | 地図システムの整備には、航空写真調査など時間が必要なことから、現行進行している整備計画もあります。今後、国・県の動向をみながら、統合のタイミングを計っていきます。 統合型地図のベースマップ整備を行い（都市計画課）、各課用地図（レイヤー*）の整備計画を立てていく予定です。 これには数年かかると見込まれています。よって、先にインターネット上の地図サービスを活用し、少しでも早く市民、事業者等に必要な情報を提供する形もステップ施策として検討します。 |
| K P I | 地図システム・統合・個別の整理が決定する |
| 担当課 | 都市計画課 建設課 上下水道課 農林課 福祉課 税務課 企画振興課 |
| 関係課 | 全課 |

（関連する総合計画の施策番号： 2-1-2 5-2-2 5-2-3 5-2-5 5-2-6 5-3-2）

【スケジュール】

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|---|---|--|---|
|  現状情報共有 |  体制検討 役割分担 タスクフォース化 調査 |  統合地図  ステップ施策 システム導入検討または変更 |  システム整備  ステップ施策 評価改善 定着 |  |

2 市内部業務施策

①議会資料ペーパーレス促進

| | |
|-------|--|
| 目指す姿 | 議会のペーパーレス化が進んでいる。 |
| 現状と課題 | 議会の本会議や委員会などが開催される際、毎回大量の紙を使用し、議案等の資料の作成・製本を行っており、印刷製本する手間や作業時間、環境面などから見直しの余地がありました。円滑な情報共有、議会・議員活動の活性化や効率化に向けても、議会のデジタル化の取り組みを加速することが急務となっています。 |
| 取組の方向 | 利便性、操作性、セキュリティ、実績の観点で選定したインターネット上でのペーパーレス会議システムを導入します。 |
| 取組の内容 | 令和3年度より、議会事務局から議員への連絡方法を紙からメール等に変更し情報の即時共有を図っています。 令和4年度にタブレット端末及びペーパーレス会議システムを導入し、本会議等での運用を行います。 議会閉会中においては、市執行部が使うタブレット端末を他業務で利用し有効活用を図ります。 庁内にて同様の仕組みが適している業務を検討し、横展開を実施します。 |
| K P I | 本会議等のペーパーレス 85%以上（定例会1回あたり） |
| 担当課 | 総務課 議会事務局 |
| 関係課 | |

（関連する総合計画の施策番号： 共通基盤）

【スケジュール】

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------|------------|---------------|-------|-------|
| 準備 試行 導入開始 | 導入実行 改善 | 定着 庁内横展開検討 | | |

②庁内文書ペーパーレス促進

| | |
|-------|---|
| 目指す姿 | 紙から電子データ中心の業務へ移行している。 |
| 現状と課題 | 駒ヶ根市文書管理規程に基づき、文書（電磁的記録を含む）は管理されていますが、多くの文書や資料は紙で保存管理されています。毎年4月には、保管文書の移換え及び置換えを行います。ここで保存年限が過ぎ廃棄される紙の文書は段ボール400箱相当になります。紙資源、物理的な保管空間、資料検索及び整理作業時間の観点から改善の余地があります。 |
| 取組の方向 | 紙文書の取扱に係る時間及び紙の利用量の削減を図り、併せて業務効率化を実現するため、議会ペーパーレス、電子決裁施策と並行して電子データ中心の業務へ移行します。公文書保存法、電子帳簿保存法等に対応した文書管理システムを採用していきます。 |
| 取組の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・まずステップ①施策として令和4年2月改正「行政文書の管理に関するガイドライン」に基づき、「法令等の定めにより紙媒体での作成・保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により作成又は取得することを基本」として、庁内のルール作りを進め、段階的に文書の電子化を進めます。 ・グループウェア*並びにファイルサーバーの利用ガイドラインを更新し、情報共有を紙から電子データのものに切り替えます。 ・原本データ管理について、国の基準（保存・保管条件、セキュリティ認証基準）を満たすファイル管理システムを検討し導入します。 ・庁内の決裁も電子化していく前提での要件検討を行います。 |
| K P I | 庁内文書は100%ペーパーレス |
| 担当課 | 総務課 企画振興課 |
| 関係課 | 全課 |

（関連する総合計画の施策番号： 共通基盤）

【スケジュール】

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|--|--|--|---|
|  ・ステップ①施策：庁内グループウェア上の文書管理手順のガイドライン策定 ・公文書管理法施行例・ガイドライン学習 ・電子帳簿保存法情報収集 ・公文書以外の管理についての検討 |  ・段階的試行 ・運用要件検討 ・規程更新 ・システム、ツール検討 ・庁内向けセキュリティレベルが中程度以下の電子ファイル管理開始 ・庁内データ電子化 |  運用要件検討 ・システム、ツール検討 検証 |  重要データの電子化実行 庁内横展開 |  評価定着 |

③ 決裁の電子化

| | |
|-------|---|
| 目指す姿 | 決裁が、紙と押印の方法から、全て電子で行える方法に移行し、電子文書が正式書類として管理可能な状態となっている。 |
| 現状と課題 | 現行の紙媒体による決裁手段では、手元を離れる紙文書故に決裁の進行状況が分からず、決裁までの時間もかかります。早急な決裁が必要な場合でも、決裁書類を追跡する時間や、決裁までの待ち時間が発生しています。 |
| 取組の方向 | 紙文書の取り扱いに係る時間及び用紙の利用量の削減を図り、併せて業務効率化を実現するため、電子決裁システムへの移行を検討します。 |
| 取組の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・長野県内では、令和3年度に、箕輪町、須坂市が電子決裁システムの共同調達を行っています。その内容、効果の情報収集を行います。 ・文書管理規程の検討をはじめ、現在の決裁の状況を調査して、駒ヶ根市が必要とする機能を選定し、利用計画を立てます。 ・上記2市町に加え、他の自治体の決裁システムの採用、利用状況を踏まえてシステムを試行し導入を行います。 |
| K P I | 庁内電子決裁利用率 100% |
| 担当課 | 全課 |
| 関係課 | |

(関連する総合計画の施策番号： 共通基盤)

【スケジュール】

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------|--------|--------------|-------|-------|
| 情報収集 | 規程変更検討 | システム検討 試行 | 導入 | |

④グループウェア更新

| | |
|-------|--|
| 目指す姿 | 庁内外の情報共有やコミュニケーションが円滑に行われている。 |
| 現状と課題 | 現行のグループウェア*は、老朽化しており、他のサービスと比較すると機能面や操作感に課題があることから、改善の余地があります。 |
| 取組の方向 | 令和5年度に情報系業務の基盤サーバーの更新時期を迎えます。これを機にコミュニケーション、情報共有の要である庁内グループウェア*の機能拡張を計画し、職員の業務効率を上げます。市民等庁外とのやり取りについても、スピードアップする方向です。業務効率化の成果として、市役所にて「職員にしかできない仕事」に注力可能な時間が増え、より市政改善に向けて集中できます。 |
| 取組の内容 | 令和5年度の情報系業務の基盤サーバーの更新計画に合わせたグループウェア*システムの更新を検討し、複数のメールアドレスの統合やメールの操作性改善を始めとして、スケジュール共有や共有物品管理、庁内庁外情報共有などの機能を見直し、⑤テレワークの実施も見据えた、真に必要なものを導入する機会とします。 |
| K P I | スケジュール機能利用 100% |
| 担当課 | 企画振興課 |
| 関係課 | 全課 |

(関連する総合計画の施策番号： 共通基盤)

【スケジュール】

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--|---|---|---|---|
|  現行システム 統一ガイド |  実証実験 |  評価 |  他業務導入 実証実験 試行 |  定着 改善 |
| 令和5年度の更新要件調査 | 試行 導入 | 他業務でのグループウェア導入検討 | | |

⑤テレワーク環境整備

| | |
|-------|--|
| 目指す姿 | 必要なテレワークができる。 |
| 現状と課題 | 出先では庁内の電子データやメールの確認ができないことから、市役所に一旦戻って確認するなど非効率かつ円滑な業務運営に支障がある現状を改善する必要があります。 |
| 取組の方向 | 庁外での会議・協議・相談、見回り、イベント、出張等、庁外での執務時に、庁内への迅速な報告を行う、市民や事業者等などからの質問に庁内にある情報を確認して回答するなど、庁外でも庁内同様の情報環境を実現し、効率的な業務運用を目指します。 長野県セキュリティアクラウドのリモートアクセスサービスを利用して、セキュリティ上も安全にインターネットから庁内L GWAN*環境にアクセスできる環境を構築し、グループウェア*等を利用します。 |
| 取組の内容 | 長野県セキュリティアクラウドの利用変更を検討します。 利用規定、勤怠管理、機材管理といったテレワークの実現に向けて必要な制度の検討を同時に進めます。 |
| K P I | テレワーク機能が必要な部署での導入率 100% |
| 担当課 | 企画振興課 総務課 |
| 関係課 | 全課 |

(関連する総合計画の施策番号： 共通基盤)

【スケジュール】

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|-------|-------|-------|---------|---------------|
| 調査 導入計画 | → | → | → | → 実行 | → 定着 改善 |

⑥業務再構築（BPR）

| | |
|-------|---|
| 目指す姿 | 業務を構造化し、デジタル技術の活用も手段の一つとして、効率的なフローを再検討することで、業務効率化と共通化が実現している。 |
| 現状と課題 | 市が取り扱う業務の範囲は広く、その内容も専門性が求められるものも多いことから、業務が属人的になり、他の職員が業務を代替できないケースも多くあります。結果、担当職員の事故による業務の遅延や、不在により十分な窓口や電話対応ができないなど、市民等にご迷惑をおかけすることも稀にあります。これは、多くの業務が、過去から踏襲された手法で行われており、抜本的な業務見直しが少なかったことに起因します。この結果、業務遂行上の課題が見えづらく、業務の改革（効率化・省力化・共通化）が進まない状況があります。 |
| 取組の方向 | BPR*を念頭に、まずは、特に属人的かつ複雑な業務を中心に、業務の流れを分析した「業務引継書」の作成を進めます。これに基づき、デジタル技術の活用も手段の一つとしたBPR*を進めます。 |
| 取組の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ BPR*を行うためには、現状の業務フローの作成が必要です。具体的な流れは <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載内容の共通化、記載ルールの検討 ・ 業務フロー作成ツール・サービスの調査 ・ 試行、利用効果検討 ・ ツールを使うか使わないか 使うとすれば何を の決定 ・ 全体導入 ・ デジタル技術も念頭に業務の改革（効率化・省力化・共通化）を進めます。対象業務は、令和3年度に実施した庁内の書式調査及びDXに係る課題ヒアリングの結果、特に課題対処の優先度が高かった「福祉医療業務、勤務管理業務、3ヶ年実施計画調書集計業務」から取り組みます。 |
| KPI | 特に課題対処の優先度が高かった3業務の改革 100% |
| 担当課 | 全課（市民課 総務課 企画振興課） |
| 関係課 | |

（関連する総合計画の施策番号： 共通基盤）

【スケジュール】

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|---|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行業務調査 ・ 説明資料ルールの検討 ・ ツール・サービスの検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行業務調査 ・ 説明資料ルールの検討 ・ ツール・サービスの検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 方式の検討 ・ 試行 ・ 実証実験 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 導入・評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 定着 |

1 少子化対策

| | |
|-----------------|---|
| <p>目指す姿</p> | <p>子どもを望む全ての人が安全安心な妊娠・出産・楽しい子育てができ、子どもたちが健やかに成長発達している。</p> |
| <p>現状と課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国的な少子化に歯止めがかからない中、令和2年の当市の出生数は200人となり、地域社会の存続が危惧されています。この少子化に影響を与える要因として、非婚化・晩婚化及び結婚している女性の出生率の低下などが考えられています。 ○ 併せて、少子化、核家族化、地域とのつながりの希薄化、女性の就業率の上昇、更に一昨年からは新型コロナウイルス感染拡大により、子どもを産み育てる環境は大きく変化しています。それに伴い、精神的不安・育児不安を抱えた妊産婦が増加しており、結婚から出産まで、切れ目のない支援が必要となっています。 ○ また、出産後の女性の再就職や子育てと仕事の両立に困難さを感じる女性もいる状況の中、希望に沿って働ける場所の確保は、大変重要な課題です。 ○ なお、近年、地方移住に関心を持つ人が増えるなか、コロナ禍がさらにその後押しとなり、最近では子育て世代層の移住に対するニーズが増えてきています。 |
| <p>取組の方向と内容</p> | <p>子育てでのデジタル活用 デジタルを活用することで、個々のニーズに応じたより細やかな子育てに関する情報提供を目指すとともに、市民との接点拡充を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新しい子育て支援アプリの導入 <p>デジタルスキルの向上支援と就業マッチング 若年子育て世帯の収入増のために、高付加価値労働への選択肢拡充を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 民間スキルアップサービスの活用によるスキルアップ支援 ③ 民間クラウドソーシング*事業者との連携による就労支援 <p>コミュニティ構築支援 デジタルによる幅広い出会いの機会とコミュニティ構築を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 県内自治体等が連携して運営する結婚マッチングシステムを積極的に活用 ⑤ 移住や結婚を支援するwebサイト等への掲載内容を充実する等、 |

| | |
|-------|---|
| | 移住婚希望者へのPR強化 ⑥ 市民が主体的に取り組む子育て情報の発信活動と連携・協働 |
| K P I | 令和8年度 年間出生数 260人 |
| 担当課 | 企画振興課 子ども課 |
| 関係課 | 商工観光課 |

(関連する総合計画の施策番号： 1-1-1 1-1-2 1-3-1 2-2-1 2-3-1)

【スケジュール】

| 取組内容No. | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ① | 試験導入 | 本番導入 | 定着化 | | |
| ② | 拡張/推進 | 本番導入 | 定着化 | | |
| ③ | 検討 | 試験導入 | 本番導入 | | |
| ④ | 本番導入 | 定着化 | | | |
| ⑤ | 本番導入 | 定着化 | | | |
| ⑥ | 試験導入 | 本番導入 | 定着化 | | |

2 教育

| | |
|-----------------|---|
| <p>目指す姿</p> | <p>確かな学力や体力、豊かな人間性を持ち、自立して生きていける力を身につけ、地域づくりを担っていける子どもたちが育っている。</p> |
| <p>現状と課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちのコミュニケーション力や学ぶ意欲、体力の低下、自然体験の不足などが課題となっています。 ○ また、地域・社会に対するかかわりの希薄化や情報化社会が進展する中で、子ども・若者が様々な人との交流や体験活動などを通じた豊かな人間性や社会性を育む機会が減っています。 ○ 併せて、不透明な社会情勢から、学習や生活に不安を感じている子どもたちが増えてきています。 |
| <p>取組の方向と内容</p> | <p>教育現場でのデジタル活用</p> <p>データ活用によって一人ひとりに最適化された教育を提供することで、教育の質の向上や教員の負担軽減を目指します。また、空間的な障壁を飛び越え、市内に留まらない連携をすることで、子供たちの学びを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① G I G Aスクール構想*関連事業（学習面・生活支援面等）の推進 ② 長野県教育委員会の統合型校務支援システム*の定着化 ③ デジタル教材やC B T*システム等を活用した、個々の習熟度に応じた教育と家庭学習の高度化 ④ I C T支援員の配置による教員等支援 <p>体力・健康管理でのデジタル活用</p> <p>データ活用によって一人ひとりに最適化された保健指導を提供し、子どもたちの健やかな成長を目指します。また、庁内システムを介した、病院等の関係機関とのデータ連携の実現を目指すことで、年齢で断絶されない情報の引継ぎや、新規施策立案へ活かします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 学校定期健診データの地域保健システム等庁内システムとのデータ連携・A I活用 <p>地域の子育てでのデジタル活用</p> <p>民間や地域コミュニティを活用することで、多様な人との関わりから子ども・若者の生きる力を育み、家庭や学校の負担軽減を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 子どもに関する各種データを連携し活用することで、困難な状況の子どもへ必要な支援策を導出して、積極的に支援 ⑦ ボランティアやNPO等と協業し、ICT教育や一人ひとりに合ったレベルの放課後教育を提供 |
| <p>K P I</p> | <p>市民満足度調査 「安心して子育てができる支援が整っている」</p> |

| | |
|-----|---|
| | 3. 28(令和3年)→3. 50(令和8年) 「家庭・学校・地域が協力して子育てをしている。」 3. 55(令和3年)→3. 65(令和8年) 標準学力調査 「目標値を上回った教科数、全国学力・学習状況調査の全国平均値を上回った教科数の割合」73.1%(令和3年)→80%(令和8年) |
| 担当課 | 子ども課 |
| 関係課 | |

(関連する総合計画の施策番号： 1-1-2 1-1-3 1-1-5 1-1-6 1-3-1)

【スケジュール】

| 取組内容No. | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ① | | | | | |
| ② | | | | | |
| ③ | | | | | |
| ④ | | | | | |
| ⑤ | | | | | |
| ⑥ | | | | | |
| ⑦ | | | | | |

3 公共施設と生涯学習

| | |
|----------|---|
| 目指す姿 | 生涯学習施設が、学び・実践・交流していく場所として活用され、望ましい学習態様が構築されている。 |
| 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 人口減少や情報化社会、ICTの進展など、社会環境が急速に変化している中、時代のニーズ・多様なライフスタイルに合った生涯学習機会の実現とともに、多様な人がその場所に集まり、学びや交流を通じて繋がりを深めることの両立が求められています。 ○ 市内で行われるさまざまな文化芸術活動についての情報発信により、文化に親しむ機会の増加が求められています。 |
| 取組の方向と内容 | <p>デジタルデバインド対策 デジタル化する社会でのデバインド対策を実施していきます。</p> <p>① 国のデジタル活用支援員推進事業などを活用した、産学官連携によるデジタルデバインド*対策</p> <p>公共施設でのデジタル活用とデジタルデータでの記録/貸出 多様なコンテンツの確保と、データを活用した可視化・パーソナライズにより、よりきめ細やかなニーズへの対応を目指します。</p> <p>② 各公共施設のセンシング*による、利用・混雑状況や資料等の貸出し状況の可視化・公開</p> <p>③ デジタルデータでの無形文化財や書籍の記録・貸出(デジタルアーカイブ)</p> <p>イベント等の情報発信の高度化とデジタルを活用した「つながり」の創出 よりわかりやすく、使いやすいサービスを目指し、特に若年層へ地域資源の活用を訴求します。デジタルを活用した文化活動やスポーツへの参加推進を通じて地域コミュニティの強化を目指します。</p> <p>④ 文化センターや公民館等の各種イベント情報のデジタル発信を強化し、発信媒体ごとの集客効果やリピート率などを可視化</p> |
| K P I | <p>市民満足度調査指標</p> <p>「図書館や公民館などの利用環境が整っている」 3.71(令和3年)→3.84(令和8年)</p> <p>「文化芸術に親しみやすい」2.99(令和3年)→3.27(令和8年)</p> |
| 担当課 | 社会教育課 |
| 関係課 | 企画振興課 |

(関連する総合計画の施策番号： 1-2-1 1-2-2 1-2-3)

【スケジュール】

| 取組内容No. | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ① | 試験導入 | 本番導入 | 定着化 | | |
| ② | 検討 | 試験導入 | 本番導入 | | |
| ③ | 検討 | | | | 試験導入 |
| ④ | 検討 | 試験導入 | 本番導入 | | |

4 開かれた行政

| | |
|----------|--|
| 目指す姿 | 市民参画の機会が確保され、市民や各種団体等と行政がともに考え、ともにまちづくりを進めている。 |
| 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 少子高齢化・人口減少の進行、価値観の変化、市民ニーズや地域課題の複雑化・多様化など、社会環境が激しく変化する中でも、将来にわたって持続可能な地域社会を維持していかなければなりません。 ○ そのためには、まちづくりや政策形成に市民などが積極的に参画できるような多様な機会を確保する必要があります。 |
| 取組の方向と内容 | <p>デジタルでの市民参加による意見や議論の集約</p> <p>デジタル空間での市民参画機会を創出し、多様な形での市政への市民参加を促進します。</p> <p>① 政策の形成・評価のために市民の意見や議論の集約ができる、デジタルプラットフォーム構築の検討</p> |
| K P I | <p>市民満足度調査指標</p> <p>「まちづくりや市の計画づくりへの機会が充実している」 2.74(令和3年)→2.94(令和8年)</p> <p>「市民が中心になったまちづくりの活動が活発に行われている」 2.75(令和3年)→2.95(令和8年)</p> |
| 担当課 | 企画振興課 |
| 関係課 | 総務課 |

(関連する総合計画の施策番号： 1-3-1)

【スケジュール】

| 取組内容No. | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|---------|-----------|-----------|-------|-------|
| ① | → 検討 | → 試験導入 | → 本番導入 | | |

5 対市民コミュニケーション

| | |
|----------|--|
| 目指す姿 | 行政や地域の情報が市民に分かりやすく伝わっている。 |
| 現状と課題 | ○ デジタル技術を活用した新たな情報伝達媒体なども取り入れながら、市民が行政や地域情報などを入手しやすい環境を整え、分かりやすい情報発信と適切な情報共有を図る必要があります。 |
| 取組の方向と内容 | <p>プッシュ型*の制度通知や支援ナビ</p> <p>情報を届けたい人に確実に届けるために、支援メニューを読みやすく見やすい形で一覧化し、パーソナライズした情報発信をします。</p> <p>① 市民に向けたプッシュ型*の情報発信</p> <p>② アプリケーションでのインタラクティブ支援ナビシステム（自身の属性や支援が必要になった経緯等の情報を入力することで、最適な支援メニューや、問い合わせ先・手続き方法等が案内されるようなもの）の構築検討</p> <p>連絡網や電子回覧板*機能を持ったナビアプリ</p> <p>地区役員などの負担になっている回覧板や配布文書等の自治会業務を、デジタルツールを活用して軽減・効率化を目指します。また、情報の内容に応じて適切な手段で適切な対象とのコミュニケーションの実現を目指します。</p> <p>③ 電子回覧板*の導入検討</p> <p>④ コミュニティごとの連絡網システムの構築検討</p> |
| K P I | 市民満足度調査指標 「必要な情報が分かりやすく伝わっている」 2.82(令和3年)→2.91(令和8年) |
| 担当課 | 総務課 |
| 関係課 | |

(関連する総合計画の施策番号： 1-3-1 1-3-2)

【スケジュール】

| 取組内容No. | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|-------------------|--------------|-------------|-----------|-----------|
| ① | → 課題整理 | → 費用対効果検討 | → 導入方法検討 | → 試験導入 | → 効果検証 |
| ② | → 課題整理 | → 費用対効果検討 | → 導入方法検討 | → 試験導入 | → 効果検証 |
| ③ | → 実態把握 課題整理 | → 費用対効果検討 | → 導入方法検討 | → 試験導入 | → 効果検証 |
| ④ | → 実態把握 課題整理 | → 費用対効果検討 | → 導入方法検討 | → 試験導入 | → 効果検証 |

6 健康管理・介護予防

| | |
|----------|---|
| 目指す姿 | 自分の健康状態を把握して健康の維持、増進に努め、希望を持って暮らしている。 |
| 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定健診及び後期高齢者健診の受診率が低く、今後の健康寿命等への影響が懸念されます。 ○ 生活習慣病の発症・重症化を予防するため、健康診査及び各種検診の必要性を啓発し、受診勧奨や受診機会の拡大などにより受診率の向上を図るとともに、丁寧な保健指導が必要です。 ○ また、生活習慣病を予防するためには、運動など生活習慣の改善の働きかけ（生活習慣病の予防の取り組み）が必要です。 |
| 取組の方向と内容 | <p>活動量計を使った、自発的行動変容のための後押し</p> <p>デジタルを活用して健康につながるアクションを後押し、市民が自発的に健康増進に努める環境を整備していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 活動量計による新たな健康指標(1日の座位時間等)の提示 ② 活動量計のマルチデバイス化*の検討 <p>保健指導や介護予防指導等へのデータやAIの活用</p> <p>データによる最適化された保健指導や介護予防指導等の実施を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 活動量計データを健診データ等の他システムと連携し分析した上で、保健指導等に活用 |
| K P I | <p>駒ヶ根市民健康生活実態調査</p> <p>問「あなたは『健康』に関心がありますか」の回答「関心がある」の割合 2.5ポイント向上(H28調査の割合：52.5%)</p> <p>問「運動する習慣がありますか」の回答「はい」の割合 40歳代以降の各年代で1ポイント向上(H28調査の割合：40歳代 26.9%、50歳代 29.1%、60歳代 37.3%、70歳以上 45.8%)</p> |
| 担当課 | 地域保健課 |
| 関係課 | |

(関連する総合計画の施策番号： 2-1-1 2-1-2)

【スケジュール】

| 取組内容No. | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|---------|-----------|-----------|------------|-------|
| ① | → 検討 | → 試験導入 | → 本番導入 | → 定着・改善 | |
| ② | → 検討 | | | | |
| ③ | → 検討 | → 試験導入 | → 本番導入 | → 定着・改善 | |

7 包括的な支援体制

| | |
|----------|--|
| 目指す姿 | さまざまな地域福祉課題に対応できる包括的な支援体制が整備されている。 |
| 現状と課題 | ○ 社会保障制度は子育て、児童、高齢者、障がい者、生活困窮など分野別に発展してきました。しかし今、分野を超えた課題や支援の狭間に陥っているケースが出てきています。相談者を「丸ごと」支援する包括的な体制づくりが必要です。 |
| 取組の方向と内容 | <p>統合データ分析から導出される支援の提供</p> <p>個人情報の取り扱いに配慮した形でデータを連携させることで、潜在的な要支援者の導出や、最適な支援の検討、スピーディな情報連携の実現を目指します。その上で、分析モデルを構築し、データドリブン*のアウトリーチ支援*を目指します。また、モデルの精度向上のために、連合学習*などの技術を活用することでの広域でのモデル共有を目指します。</p> <p>① 分析モデルの構築 ② 分析モデルの広域連携</p> |
| K P I | 複数システム間での必要なデータ連携を実現 |
| 担当課 | 企画振興課 福祉課 |
| 関係課 | 総務課 地域保健課 子ども課 |

(関連する総合計画の施策番号： 2-3-1)

【スケジュール】

| 取組内容No. | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ① | 検討 | 試験導入 | 本番導入 | 定着化 | |
| ② | 検討 | 拡張/推進 | 本番導入 | 定着化 | |

8 観光・関係人口

| | |
|-----------------|--|
| <p>目指す姿</p> | <p>魅力ある観光地域づくりができていて、多くの人が集い賑わっている。 「また来たい！」という来訪者が増えている。</p> |
| <p>現状と課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 近年の観光は少人数旅行が中心となっています。さらに、新型コロナウイルス感染症により、来客数は減少しています。併せて、駒ヶ根ファームス周辺の動線が明確でないため、駐車場付近の散策だけとなっており、駒ヶ岳ロープウェイ線バスの待ち時間の有効活用策も含め、駒ヶ根高原の環境整備が急務となっています。 ○ 一方で、中央アルプスの国定公園指定などにより、観光客が増えることが想定されます。将来的なりニア中央新幹線の開通をチャンスととらえ、地域資源のブラッシュアップや情報通信技術の活用などにより、魅力的な観光地域づくりに取り組むことが必要です。 ○ また、少子高齢化、人口減少の進行により、地域づくりをはじめ様々な面で担い手不足が顕在化してきています。 ○ そのような中、関係人口の中から、将来のまちづくりの担い手や駒ヶ根市への定住につながることも期待されるため、「駒ヶ根市に住んでいなくても駒ヶ根市を応援してくれる人たち」をつくり出し、持続的な関係構築に取り組んでいくことが必要です。 |
| <p>取組の方向と内容</p> | <p>駒ヶ根高原再整備計画に伴う一帯のデジタル化 フィジカル空間とデジタル空間を有機的に統合して、UX*（顧客体験）の向上を追求します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① Wi-Fi やスマートセンサー等の防災にも活きるデジタル整備 ② 外国人観光客向け音声コンテンツ（非常時は外国人向け避難指示） ③ 駒ヶ根高原を中心とした観光拠点一帯へのWi-Fi整備 ④ データを活用した新しい観光体験の創造 <p>人流可視化とシミュレーションによる混雑予測と各種オンライン化 データ活用による最適化をすることで、観光客満足度低下の主要因である待ち時間や渋滞の解消を目指します。また、観光コンテンツの開発、環境整備を効率的に進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 先進技術による人流把握と予測モデルの構築、web ページやデジタルサイネージ等での公開 ⑥ 観光MaaS*（Mobility as a Service）構築へ向けた、オンライン予約検討 <p>関係人口へのアプローチ 交流人口を関係人口へ転換させる施策をデータから創出することを目指します。</p> |

| | |
|-------|---|
| | ⑦ 顧客管理システム（CRM*）を活用した、顧客の属性やニーズに応じた次のアクション（観光、SDGsにつながる貢献活動、ふるさと納税など）の提案・誘導 |
| K P I | 観光地利用者数(県観光統計) 10,992 百人(令和元年)→13,200 百人(令和8年) 人口の社会増減 令和6年度～令和8年度平均≥0人 |
| 担当課 | 商工観光課 |
| 関係課 | 企画振興課 |

(関連する総合計画の施策番号： 3-1-1 3-1-2 3-2-1 3-2-2)

【スケジュール】

| 取組内容No. | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ① | 試験導入 | 本番導入 | 定着化 | | |
| ② | 拡張/推進 | 本番導入 | 定着化 | | |
| ③ | 拡張/推進 | 本番導入 | 定着化 | | |
| ④ | 検討 | 試験導入 | 本番導入 | | |
| ⑤ | 検討 | 試験導入 | 本番導入 | | |
| ⑥ | 拡張/推進 | 本番導入 | 定着化 | | |
| ⑦ | 検討 | 試験導入 | 本番導入 | | |

9 シティプロモーション

| | |
|----------|---|
| 目指す姿 | 地域の魅力を広く認知してもらい、興味・関心を高めることにより、「行ってみたい」「住んでみたい」「応援したい」という思いが行動につながっている。 |
| 現状と課題 | <p>○ 駒ヶ根市の知名度は、全国的にも県内自治体の中でも比較的低く、市の活性につながるような、人（観光客などの交流人口、移住者など）、資源（企業立地、ふるさと納税などの投資など）、情報呼び込む足かせとなっています。</p> <p>○ しかし、当市には誇るべき地域資源や魅力があることから、地域が持つ特徴をブランド化して、地域の魅力を内外に伝え、地域活性につなげていくシティプロモーション活動が必要となっています。</p> |
| 取組の方向と内容 | <p>情報提供・プレスリリースの工夫 市報や市の web サイトなどの市保有の媒体以外での広告掲載、特にデジタル広告の出稿などを促進します。</p> <p>① 効果検証が可能なデジタル媒体への掲載を促進する取組</p> <p>マーケティングシステムと各種システムの連携 データを活用したマーケティングを促進するとともに、費用対効果の最適化を目指します。</p> <p>② デジタルマーケティングツールと各種システムの連携検討</p> <p>デジタルマーケティング人材の育成 SNS等のメディアでの発信効果の最大化を目指し、デジタル広告を戦略的にマネジメントできる人材を育成していきます。</p> <p>③ SNS等のメディアの運用を管理できる人材の育成</p> |
| K P I | 観光地利用者数(県観光統計) 10,992 百人（令和元年）→13,200 百人(令和8年) |
| 担当課 | 総務課 |
| 関係課 | 商工観光課 |

(関連する総合計画の施策番号： 3-1-1 3-1-2 3-2-1 3-2-2)

【スケジュール】

| 取組内容No. | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|--|---|---|-------|-------|
| ① |  拡張/推進 |  本番導入 |  定着化 | | |
| ② |  試験導入 |  本番導入 |  定着化 | | |
| ③ |  拡張/推進 |  本番導入 |  定着化 | | |

10 農林業

| | |
|----------|---|
| 目指す姿 | ロボットや ICT 等の先端技術を活用することで省力化・効率化が進み、適切な栽培管理が容易となり、高品質な農作物が生産されている。 |
| 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業従事者の高齢化、担い手・後継者の減少、内外の産地間競争の激化、農産物の価格低下など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。 ○ その中で、「駒ヶ根市営農センター」では、新たな戦略作目の拡大、コストの削減、6次産業による付加価値化、新規就農者の確保、鳥獣被害対策などに取り組んできました。 ○ 国際的な市場競争に埋もれない経営の安定化をはじめ、作業の省力化や負担軽減のためのスマート農業の普及は急務となっています。 |
| 取組の方向と内容 | <p>ブランド化による農家所得の向上 農産物それぞれに応じた栄養素や味覚体験等の強みを可視化し、ブランディング強化を検討します。あるいはトレーサビリティ*確保等につながる先進技術の活用を検討します。また、オンライン上で生産者が農産物を消費者に直接販売につながるように支援します。</p> <p>① ・農産物それぞれに応じた栄養素や味覚体験等の強みの可視化 ・オンライン上で生産者が農産物を消費者に直接販売につながるように支援</p> <p>鳥獣被害対策の I o T*化によるコスト削減 有害鳥獣駆除の省力化・一部無人化によるコスト削減と人材不足解消を目指します。</p> <p>② 罾の I o T*化による省力化 ③ GPSによるサルの子の群れの可視化</p> <p>スマート農業 農作業の省力化・一部無人化によるコスト削減と人材不足解消を目指します。</p> <p>④ 営農センターを中心に担い手農家と提携しデジタル実装</p> |
| K P I | <ul style="list-style-type: none"> ・農家所得の 20%向上 ・鳥獣害による農業被害 20%削減 ・スマート農業の機械・機器導入 10 件以上 |
| 担当課 | 農林課 |
| 関係課 | |

(関連する総合計画の施策番号： 4-1-2 4-1-3 4-2-3)

【スケジュール】

| 取組内容No. | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ① | 試験導入 | | | 本番導入 | |
| ② | 拡張/推進 | 本番導入 | | 定着化 | |
| ③ | 検討 | 試験導入 | 本番導入 | | |
| ④ | 検討 | 試験導入 | 本番導入 | | |

11 商工業

| | |
|----------|---|
| 目指す姿 | 活力ある地域商業が展開されている。 |
| 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 商業形態の多様化によりドラッグストア、コンビニエンスストア、ネットショッピングなどが台頭しており、商店の在り方が変化する中で、地域特性や消費者ニーズを考慮した魅力的で個性的な個店が自ら力をつけていく必要があります。 ○ 多機能カードとして市民に普及されているつれてってカード*は、端末機の保守管理の更新時期を迎えることから、次世代商店街カードの導入を進め、地域通貨などと合わせて域内循環による地域商業の活性化を目指します。 |
| 取組の方向と内容 | <p>デジタルマーケティング支援</p> <p>個店のデジタル進出を支援することで、地域の商業・サービス業の活性化を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 商業分野での地域のデジタル化を担う人材の育成・確保 ② 市内先進事業者によるデジタル活用実例等のセミナー開催 <p>キャッシュレス化推進支援</p> <p>つれてってカード協同組合の動きをサポートし、つれてってカード*のデジタル化を進めることで、域内購買額の向上と、マーケティング活用を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ つれてってカード*のデジタル化支援 |
| K P I | つれてってカードの登録会員数 約 10,500 人(令和3年) |
| 担当課 | 商工観光課 |
| 関係課 | 企画振興課 |

(関連する総合計画の施策番号： 4-2-1)

【スケジュール】

| 取組内容No. | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ① | 試験導入 | 本番導入 | 定着化 | | |
| ② | 拡張/推進 | 本番導入 | 定着化 | | |
| ③ | 検討 | 試験導入 | 本番導入 | | |

12 地域公共交通

| | |
|----------|---|
| 目指す姿 | Ma a Sなど次世代公共交通の整備により利便性が向上し、誰もが不便やストレスを感じることなく日常生活の移動ができる。 |
| 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○ リニア中央新幹線の整備効果を、駒ヶ根市の地域づくりや活性化に最大限生かすために、これに結節するための2次交通や3次交通の確保が必要です。市はリニア中央新幹線に結節される2次交通による人の流れを市内に循環させるための3次交通を構築することが重要であり、県や関係団体等と連携して推進を図る必要があります。 ○ また、高齢化が進む中であって、買い物や通院など日々の生活に必要な効率的で効果的な交通手段を確保・維持するため、公共交通の必要性を市民と共有しながら、駒ヶ根市の特性及び利用ニーズに合わせた公共交通を構築することも重要となっています。 ○ このような認識のもとで、高齢者など交通弱者の日常生活を支える交通確保を礎とした上で、市内移動の利便性や、市外へつながる公共交通との結節機能を高めるため、デジタル技術の活用を含めた新たな仕組みづくりを進めていく必要があります。 |
| 取組の方向と内容 | <p>こまタク（こまがねデマンド型乗合タクシー）の最適化 移動手段を確保するため、市内の公共交通を最適に組み合わせ、わかりやすく使いやすい公共交通サービスの提供を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① こまタク予約配車システム実証事業の後続フェーズ ② こまタク無料乗車券や各種タクシー券の統合サービスの検討 <p>リニア中央新幹線からの3次交通としての環境配慮型モビリティの検討 リニア中央新幹線と市内をつなぐ2次交通にシームレスに結節する3次交通を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 環境配慮型モビリティのMa a S組み込み検討 |
| K P I | 駒ヶ根市地域公共交通計画 「こまタクの総乗客数」 5,135人（令和2年）→5,783人（令和8年） 「割引タクシー券の利用枚数」 24,691枚（令和2年）→27,806枚（令和8年） |
| 担当課 | 企画振興課 |
| 関係課 | 福祉課 商工観光課 |

（関連する総合計画の施策番号： 5-2-4 3-1-2）

【スケジュール】

| 取組内容No. | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|-------|-------|----------------|-------|-------|
| ① | 試験導入 | 本番導入 | 定着化 | | |
| ② | 拡張/推進 | 本番導入 | 定着化 | | |
| ③ | 検討 | 検証 | 試験導入、ビジネスモデル検証 | | |

13 防災・減災

| | |
|----------|--|
| 目指す姿 | 様々な自然災害に対する対応策がとられており、災害が発生しても、生命や財産の損失が未然に防止されており、安心して暮らすことができる。 |
| 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 近年の気候変動により、毎年のように全国各地で大規模な風水害が発生しています。また、南海トラフや活断層など大地震の危険性の高まりが指摘されており、国県や協定締結機関と連携し、災害時に的確に対応できる防災体制づくりが重要です。 ○ 情報伝達については、避難情報などの災害関連情報を確実に市民等に伝達するために、その伝達体制及び通信施設、整備の充実を図ることが求められています。 |
| 取組の方向と内容 | <p>デジタルによる被災状況の把握 被災状況を正確かつ迅速に把握し共有することで、的確な災害対応を目指します。</p> <p>① 災害現場の状況報告、被災状況の記録、情報共有をデジタル化 防災アプリや観光アプリからの情報提供 災害発生状況がすぐに理解できる形で情報取得でき、何をすればいいのかがわかるような、住民周知の在り方を目指します。</p> <p>② 県提供の防災アプリの導入定着を推進 ③ 観光アプリ等での観光客・外国人向けの周知も整備</p> <p>災害などの緊急時の適切かつ適時の情報伝達 ※「行政DX 市民向け施策 ⑨全世帯への通知手段の改善」参照</p> |
| K P I | 市民満足度調査「地域に安心できる防災体制の仕組みがある」 3.47(令和3年)→3.58(令和8年) |
| 担当課 | 危機管理課 |
| 関係課 | |

(関連する総合計画の施策番号： 5-3-1 5-3-2)

【スケジュール】

| 取組内容No. | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ① | 検討 | 試験導入 | 本番導入 | | |
| ② | 本番導入 | 定着化 | | | |
| ③ | 検討 | 試験導入 | 本番導入 | | |

14 データ

| | |
|----------|---|
| 目指す姿 | オープンデータ*が、市民参加・官民協働による諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化につながっている。 |
| 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○ オープンデータ*を有効活用することで、公共サービスの向上はもとより、行政の透明性・信頼性の向上、官民協働・市民参加の推進、新たなサービスやビジネスの創出による経済の活性化につながることが期待されており、国をはじめ自治体においても取組が活発化しています。 ○ 駒ヶ根市は、公共データの公開と利活用を地域の課題解決につなげるために、平成 27 年にオープンデータ*宣言をし、市の持つデータの一般公開する取り組みに着手しました。 ○ 現時点で公開データは限定的であることから、今後は公開データの拡大、データの最新化及び標準化に努める必要があります。 ○ また、都市計画立案の高度化や、都市活動のシミュレーション、分析等を行うために、都市活動に係る様々なデータを結びつける基盤情報として機能し、これを通じて様々な知識や情報を共有できる、都市空間そのものをデジタル上で再現する「3D都市モデル*」の構築も必要です。 |
| 取組の方向と内容 | <p>オープンデータ* 民間分野での活用を前提とした使いやすいオープンデータ*整備を目指します。</p> <p>① オープンデータ*化の推進</p> <p>3D都市モデル* 3D都市モデル*構築とその活用・オープンデータ*化を目指します。</p> <p>② 3D都市モデル*構築につながるGIS*等の整備を推進</p> |
| KPI | <p>オープンデータ*…既に公開したオープンデータ*の更新完了 100% (令和5年度末まで)</p> <p>3D都市モデル*…都市計画基本図数値化完了 100% (令和7年度末まで)</p> |
| 担当課 | 企画振興課 都市計画課 |
| 関係課 | 総務課 税務課 建設課 |

(関連する総合計画の施策番号： 共通基盤)

【スケジュール】

| 取組内容No. | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|----------|-------|-------|-------|--------------|
| ① | 検討 | 推進 | | | |
| ② | データ収集・整備 | | | | 3D都市モデル*導入検討 |

【参考】用語集 (本文中「*」マーク)

| 頭文字 | 用語 | 用語の解説 |
|-----|---------|--|
| 2 | 2次元コード | バーコードは、一方向にだけ情報を持っているのに対し、2次元コードは、縦・横2方向に情報を持つことができ、バーコードと比べると面積あたりの情報密度が高いコードのこと。 |
| 3 | 3D都市モデル | 実世界（フィジカル空間）の都市を仮想的な世界（サイバー空間）に再現した3次元の地理空間データのこと。 |
| 5 | 5G | 「超高速」だけでなく、「超低遅延」「多数同時接続」といった特長を持つ新しい移動通信システムのこと。我が国においては、平成31年4月に周波数割当てを実施し、令和2年3月から商用サービスが開始された。現行LTEと比べて100倍の通信速度（10Gbps）、10分の1の遅延（1ミリ秒）、100倍の接続機器数（100万台/km ² ）などが要求条件とされている。 |
| B | BPR | Business Process Re-engineeringの略。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計すること。 |
| C | CBT | Computer Based Testingの略。eラーニングの形態のひとつで、コンピュータを使った自主学習や試験。学習ソフトウェアを使い、生徒が自主的に学習するような形態を指す。 |
| C | CIO | Chief Information Officerの略。日本語では「最高情報責任者」「情報システム担当役員」「情報戦略統括役員」などと訳される。企業や行政機関等といった組織において情報化戦略を立案、実行する責任者のこと。 |
| C | CRM | Customer Relationship Managementの略。顧客と良好な関係性を築き、継続していくための施策。または、そのツールやシステム。 |
| D | DXリテラシー | DXを正しく理解して活用できること。 |
| E | EBPM | Evidence-Based Policy Makingの略。統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと。 |
| E | eLTAX | 「エルタックス」。地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのこと。 |

| | | |
|---|----------------|--|
| E | e-Tax | 「イータックス」。国税に関する各種の手続について、インターネット等を利用して電子的に手続が行えるシステムのこと。これまでの書面による申告書等の持参又は送付による提出方法に加え、申告書等を電子データの形式でインターネットを通じて送信するという、新たな提出方法の選択肢を利用者等に提供するもの。 |
| G | G I G A スクール構想 | 児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想。 |
| G | G I S | Geographic Information System の略。地理情報システムのこと。位置に関する様々な情報を持ったデータを電子的な地図上で扱う情報システム技術の総称。位置に関する複数のデータを地図上で重ね合わせ、視覚的に判読しやすい状態で表示できるため、高度な分析や、分析結果の共有・管理もしやすくなる。G I S ソフトウェアは、位置・空間データ（地形図や都市計画図、土地利用図などの基盤となる地図データや、地形をありのままに写しとった空中写真データ、その上に重ねる植生や気象などの人工衛星等による観測データ、道路や河川などの台帳データ、人口や農業などの統計データ、固定資産や顧客リストなどの各種データベース、G P S（全地球測位システム）で観測された車両や携帯電話の位置情報など）を加工・分析・表示することが可能。様々なデータを電子地図の上に層（レイヤー）ごとに分けて載せ、位置をキーにして多くの情報を結びつけることで、相互の位置関係の把握、データ検索と表示、データ間の関連性の分析などが可能になる。 |
| I | I o T | Internet of Things の略。モノのインターネット |
| K | K G I | Key Goal Indicator の略。重要目標達成指標 |
| K | K P I | Key Performance Indicator の略。目標の達成度を評価するための主要な評価指標のこと。 |
| L | L G W A N | Local Government Wide Area Network の略。総合行政ネットワークのこと。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、コミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク。 |

| | | |
|---|-------------|---|
| M | Ma a S | Mobility as a Service の略。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。 |
| P | PMO | Project Management Office の略。企業や組織において個々のプロジェクトマネジメントの支援を横断的に行う部門や、構造システムのこと。 |
| S | Society 5.0 | 「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）を指す。 |
| U | UX | User Experience（ユーザーエクスペリエンス）の略。製品やシステム、サービスなどの利用を通じてユーザーが得る体験（満足感、使い心地・使い勝手など）のこと。 |
| あ | アウトリーチ支援 | 支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政などが積極的に働きかけて情報や支援を届けるプロセスのこと。 |
| あ | アナリティクス | ある目的のために、データに潜んでいる特定のパターンや相関関係などの知見を抽出すること。 |
| え | えがおポイント | 駒ヶ根市が、市民に無理なく楽しく、エコ活動や健康づくり活動に参加したり、関わったりしていただくための仕組みとして、実施している事業。対象の活動に参加するとポイント補助チケットがもらえ、このポイントを「つれてってカード」に入力することで、買い物などに使える。 |
| え | エコシステム | ある領域（地域や空間など）の生き物や植物が、互いに依存しつつ生態系を維持するような関係の例え。 |
| お | オープンデータ | 国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるもの、といういずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。（「オープンデータ基本指針」（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）） |

| | | |
|---|---------------|---|
| く | クラウド | ユーザーがインフラ(サーバーやストレージなど)やソフトウェアを持たなくても、インターネットを通じて、サービスを必要な時に必要な分だけ利用する考え方。インターネット等のブロードバンド回線を経由して、データセンタに蓄積されたコンピュータ資源を役務(サービス)として、第三者(利用者)に対して遠隔地から提供するもの。事業者等によって定義されたインタフェースを用いた、拡張性、柔軟性を持つ共用可能な物理的又は仮想的なリソースにネットワーク経由でアクセスするモデルを通じて提供され、利用者によって自由にリソースの設定・管理が可能なサービスであって、情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地があるもの。 |
| く | クラウドソーシング | crowd(群衆)とsourcing(調達)からなる造語で、企業や個人事業主が、不特定多数の人に業務を発注(アウトソーシング)する業務形態。 |
| ぐ | グループウェア | 組織に所属する人々のコミュニケーションを円滑にし、業務効率化を促進するためのネットワークを活用して情報共有やコミュニケーションなどを行い、業務効率を上げるツールの総称。情報の交換や共有、スケジュール管理等、様々な機能がある。 |
| さ | サービスデザイン思考 | サービスを利用する際の利用者の一連の行動に着目し、利用者がその手続を利用しようとした背景や、手続を利用するに至るまでの過程、利用後の行動までを一連の流れとして捉え、利用者の心理や行動等を含めた体験(UX:ユーザーエクスペリエンス)全体を最良とすることを目標にしてサービス全体を設計する考え方のこと。 |
| さ | 三層の対策(αモデル) | 情報セキュリティ対策のため、国からの要請に基づき、情報システム・ネットワークを3つのセグメント(マイナンバー利用事務系、L GWAN接続系、インターネット接続系)に分離・分割するもの。3つのセグメントに明確に分離している環境がαモデルと呼ばれる一方で、セキュリティを維持しながら業務効率を高めるために、L GWAN環境のシステムを一部インターネット接続環境へと移行させるといったのがβモデル、L GWAN環境から移行する範囲をより広くしたのが、β´モデルと呼ばれる。 |
| じ | 情報セキュリティリテラシー | 情報セキュリティ全般についての正しい理解と活用できる力 |
| せ | センシング | 必要な情報を用意された手法やセンサーなどの装置を使用して収集すること |

| | | |
|---|------------------|--|
| ぜ | ゼロトラストネットワークモデル | 情報のクラウド化を機に、信頼できる「内側」と信頼できない「外側」という概念が変化し、境界の無い高度なセキュリティ対策が必要とされることから、「すべての通信が信頼できない」という前提に立ち、ネットワークに接続するすべての利用者が誰で、どこから、どんな端末から通信し、どのデータにアクセスするのかといった情報に基づいて、組織ネットワークへのアクセス可否を決定することで、情報セキュリティを確保する仕組み。 |
| そ | ソーシャル技術 | 主にインターネットを通じて利用される、不特定多数のユーザーが他のユーザーと繋がりを持ち、情報の発信・共有などのコミュニケーションを行うこと、または、それを実現するための技術などの総称。 |
| ち | 地方公共団体情報システムの標準化 | <p>自治体の情報システムは、自治体ごとにカスタマイズが行われていることにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい <p>といった課題がある。この課題を解決するため、自治体に対して標準化基準に適合した情報システムの利用を義務づける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。これに基づき、令和7年度までに、政令で定められた次の標準化の対象となる事務について、自治体が標準化基準に適合した情報システムへ移行する計画。</p> <p>※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援、戸籍、戸籍の附票、印鑑登録</p> |

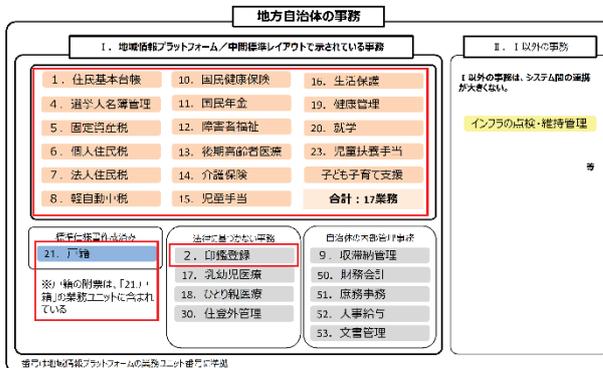
— 標準化対象事務について

○ 標準化対象事務は、標準化法の趣旨を踏まえ、標準化法第2条第1項に規定する「情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務」であるかという観点から、選定する。

【地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）（19）】

（定義）

第2条 この法律において「地方公共団体情報システム」とは、地方公共団体が利用する情報システムであつて、**情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務**（以下「標準化対象事務」という。）の処理に係るものをいう。



（出典：「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化のために検討すべき点について」デジタル庁 令和3年12月）

| | | |
|---|------------|--|
| つ | つれてってカード | 駒ヶ根市や伊那市、飯島町、中川村などの店舗での買い物で使えるポイント機能とプリペイド機能を搭載したICカードのこと。えがおポイントとも連携している。 |
| で | データドリブン | Data Driven。経験や勘などではなく、様々な種類と膨大な量の情報を蓄積するビックデータとアルゴリズムによって処理された分析結果をもとに、意識決定や課題解決などを行う業務プロセス。 |
| で | データ連携基盤 | 行政機関や企業に蓄積されたデータを安全に収集し、様々なシステム間で利活用できるようにするための仕組み。 |
| で | デジタル・ガバメント | コンピュータやネットワークなどの情報通信技術（IT）を行政のあらゆる分野に徹底活用することにより、市民や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な電子政府・電子自治体を実現している状態のこと |
| で | デジタルデバインド | インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。 |
| で | 電子回覧板 | デジタルツール（SNS、アプリ、メール、web ページなど）を使って文書やチラシを電子的に回覧（共有）する方法。従来の紙による回覧に比べ、情報伝達の速達性、事務の簡素化、感染予防対策などのメリットがある一方で、電子回覧板サービスやアプリの利用に費用が発生する可能性や、電子機器になじみのない方には受け入れてもらえないなどのデメリットもある。 |
| と | トレーサビリティ | trace（追跡）とability（能力）を合わせた（traceability）造語。生産から消費までの過程を追跡すること。 |

| | | | | | |
|---|--|---|---|--|---|
| と | 統合型校務支援システム | 教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系など統合した機能を有しているシステム。 | | | |
| と | 特に国民の 利便性向上 に資する手 続 | <p style="text-align: center;">「特に国民の利便性向上に資する手続」(対象手続) の考え方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>○ デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日）別紙4「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続から選定。 ※子育て（15手続）、介護（11手続）、被災者支援（罹災証明書）及び自動車保有（4手続） 計 31手続</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>子育て関係（15手続）※市区町村対象手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童手当等の支給資格及び児童手当の給付についての認定請求 児童手当等の給付の認定請求 児童手当/休職手当等の給付 </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>介護関係（11手続）※市区町村対象手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 要介護・要介護認定の申請 </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書の発行申請 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">3</p> <p style="text-align: center;">(出典：「自治体の行政手続オンライン化について」総務省 令和3年3月19日)</p> <p>デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日）別紙4「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続から選定された計31手続のうち、市区町村対象手続の子育て（15手続）、介護（11手続）の計26手続のこと。同じく、市区町村対象手続の被災者支援関係（罹災証明書）は行政DX施策 市民向け施策 ⑨で整理。</p> | <p>子育て関係（15手続）※市区町村対象手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童手当等の支給資格及び児童手当の給付についての認定請求 児童手当等の給付の認定請求 児童手当/休職手当等の給付 | <p>介護関係（11手続）※市区町村対象手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 要介護・要介護認定の申請 | <p>被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書の発行申請 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 |
| <p>子育て関係（15手続）※市区町村対象手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童手当等の支給資格及び児童手当の給付についての認定請求 児童手当等の給付の認定請求 児童手当/休職手当等の給付 | <p>介護関係（11手続）※市区町村対象手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 要介護・要介護認定の申請 | <p>被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書の発行申請 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 | | | |
| な | 内閣府クラウド型被災者支援システム | 被災者支援業務システム。住基情報をベースとして被災者台帳の作成が可能となるほか、マイナンバーカードを活用して、罹災証明書や被災者生活再建支援金、災害弔慰金等のオンライン申請、自宅や遠隔地からの罹災証明書等の申請、全国のコンビニ等での受領が可能となるもの。平時においては、個別避難計画の作成機能等も備えている。 | | | |
| ひ | 避難行動要支援者名簿 | 災害対策基本法に基づき、災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする人（避難行動要支援者）を、あらかじめ登録しておく名簿。 | | | |

| | | |
|---|---------------------|--|
| び | ビッグデータ | ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例えば、利用者が急激に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれたGPS（全地球測位システム）から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサデータ等がある。 |
| ぶ | プッシュ型 | 利用者が能動的な操作や行動を行わずに、提供する側から自動的に行なわれるタイプの技術やサービス。 |
| ま | マイナポータル ぴったりサービス | マイナポータル…社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に併せて国が新たに構築した、国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイト。マイナンバーに紐付いた自分の情報を、行政機関がいつ、どことやり取りしたのかを確認したり、各自治体のサービスの検索やオンライン申請ができる。 ぴったりサービス…オンラインで生活に必要な手続の検索や書類作成、電子申請ができる。 |
| ま | マイナンバー | 日本国内に住民票を有する全ての方が一人につき1つ持つ12桁の番号のこと。外国籍でも住民票を有する方には住所地の市町村長から通知される。マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現するための社会基盤。その利用範囲は法令等で限定されており、平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策分野の行政手続で利用されている。 |
| ま | マルチデバイス化 | コンテンツやサービス、ソフトウェアなどが様々な種類の機器（デバイス）から等しく利用できること。また、様々な種類の機器が混在し、相互に連携できること。そのような状態にすること。 |
| れ | レイヤー | 「層」を意味する単語で「各種データが描かれた透明な板が何層も重なった状態」を指す。基本の地図に各種データを重ねて、1つの地図画面を構成する状態を、レイヤー構造（階層的構造）と呼び、これを活用することで「見やすく使いやすい地図画面」を実現することができる。 |
| れ | 連合学習 | データを集約せずに分散した状態で機械学習を行う方法。 |